

Discussion Paper No. 420

2008SNA における
「破壊的兵器システムの資本化」に関する批判的検討
"Destructive Weapons Systems as Fixed Assets" in the 2008 SNA: A Critical Review

中央大学名誉教授
小口 好昭

社会会計研究会 Discussion Paper Series No. 6
February 2026



INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH
Chuo University
Tokyo, Japan

2008SNA における「破壊的兵器システムの資本化」に関する批判的検討
" Destructive Weapons Systems as Fixed Assets" in the 2008 SNA: A Critical Review

中央大学名誉教授
小口好昭

2026 年 2 月 6 日

要旨

ミサイル、ロケット、戦車、軍艦や潜水艦等の破壊兵器システムは、戦争を抑止するサービスを生産する経済的生産過程に投入される経済財であり、民間の生産設備と何ら変わるものではない、したがって、それらを政府による総固定資本形成として扱うべきである。これは、国際連合を中心とした5つの国際機関が世界各国に作成を勧告している現行の2008年版SNAにおける、軍事支出と兵器システムに関する基準である。わが国もこの勧告に従っている。この基準は、破壊的兵器システムは生産ではなく破壊に使用されるものであり固定資本ではないとした1993SNA基準から改定されたものである。この2008SNA基準は、安全保障のジレンマを激化させ軍備拡張を正当化する結果を招き、軍縮を基本理念とする国連憲章に反する基準である。この基準を勧告することは、国連が軍縮と軍拡という矛盾する立場を同時に表明していることになる。わずか15年の間になぜこのような正反対の基準改正がおこなわれたのであろうか。本稿は、軍拡を奨励するような2008SNA基準が勧告されるに至った経緯と論拠をできるだけ詳細に分析し、この勧告が内包する問題点を明らかにする。さらに国連事務総長が2018年に公表した「軍縮アジェンダ」と対比して国連の矛盾を指摘し、2008SNA基準の再改定と、SNA教育の充実を提案する。

Key words: SNA 軍事支出 破壊的兵器システム 自律型致死兵器システム (LAWS)
民間軍事会社 (PMC) 国連憲章 軍縮アジェンダ

目次

1. 本稿の課題
2. 政府活動を測定する3つの方法
3. 1953SNA から1993SNA までの軍事支出に関する基準
 - 3-1 1953SNA および1968SNA における基準
 - 3-2 1993SNA 基準と変更経緯
 - 3-2-1 公共部門会計に関する専門家会議
 - 3-2-2 生産勘定および投入産出表に関するSNA 専門家会議
4. アメリカ商務省による1993SNA 批判とNIPAs の基本改正
 - 4-1 全米研究評議会の勧告
 - 4-2 1996 年のNIPAs 抜本改正
 - 4-3 モルトンによる1993SNA 批判
5. 2008SNA における破壊的兵器システムの固定資本化
 - 5-1 キャンベラ II グループの設置
 - 5-2 キャンベラ II グループの勧告
 - 5-3 破壊的兵器システムに関する2008SNA 基準
6. 破壊的兵器システムを資本とする勧告への反響
 - 6-1 専門家の見解
 - 6-1-1 ヴァノーリによるキャンベラ II グループ勧告への批判
 - 6-1-2 ヴァノーリに対するリンチの反論
 - 6-2 各国の見解
 - 6-3 モルトンらによるアンケート調査
7. 軍事支出に関する2008SNA 基準の正当化の論拠とその問題点
 - 7-1 正当化のため3つの論拠
 - 7-2 正当化のための事例
 - 7-2-1 破壊的兵器システムのみが破壊的ではない
 - 7-2-2 自律型致死兵器システム
 - 7-2-3 民間軍事会社との比較による正当化
 - 7-3 軍事活動は経済活動か
 - 7-4 破壊的兵器システムは抑止サービスを生産するか
8. 軍縮と軍拡：国連の矛盾
 - 8-1 軍縮アジェンダ
 - 8-2 安全保障のジレンマ
 - 8-3 教育への期待

参考文献

1. 本稿の課題

国際連合を含む5つの国際機関が加盟各国に作成を勧告している「国民会計システム (System of National Accounts : SNA)」は、一国の経済活動を生産・消費・投資等のフローと、資産・負債のストックとを勘定体系をもちいて統一的に測定する壮大なマクロ会計の国際標準体系である。わが国では「国民経済計算」と訳されて基幹統計に指定されている。SNAは、国際連合が1953年に加盟各国に作成を勧告して以来、資金循環表、産業連関表、資金循環表、国際収支表さらには環境会計などの独自に開発されてきたマクロ会計との統合を進めるとともに、情報化、サービス経済化、国際化、デジタル化などの社会経済の変化に対応するために、1968年、1993年そして現行の2008年版と改定を重ねてきた。本稿では、これらを1953SNA、1968SNA、1993SNAそして2008SNAと表記する。

1968SNAまでは国際連合単独での勧告であったが、1993SNA以降は国際連合に加えて欧州委員会、国際通貨基金、経済協力開発機構、世界銀行の5つの国際機関による共同勧告となっている。目下、2008SNAの改定版として2025SNAの公刊作業が進められている。SNAは、国内総生産(GDP)をはじめ家計の可処分所得や貯蓄率、財政収支や国際収支などの多くの経済指標を提供している。それらの指標は経済政策や経済分析、経済活動の国際比較などに幅広く利用されており、日常でも頻繁に話題になる。

他方、政府による核兵器、弾道ミサイル、戦艦、戦車、弾薬等の兵器購入に関するSNAの取り扱いについては、話題になっていないように思われる。GDPやSNA批判を展開するBeyond GDP論者も、この問題にはまったく触れていない¹⁾。1993SNAは、ミサイル、ロケット、砲弾などの使い捨て兵器や、軍艦、潜水艦、戦車、弾道ミサイルのような高度な破壊力を持つ兵器システムは生命や財産を破壊するために使用されるものであり経済的な生産過程への投入ではないとして、固定資本形成に含めることを否定した。ところが2008SNAは、それらの高度な破壊力を持つ兵器システムは侵略者に対する抑止サービスを継続的に生産する経済活動への投入であり、民間の生産設備と同様に固定資産であり政府の固定資本形成とすべきであるという基準に改定した。

わずか15年の間に、どのような経緯と理由で、国連憲章と相いれないこのような正反対の基準改定がおこなわれたのであろうか。2008SNA基準は、軍縮を基本理念とする国連憲章に反する基準であり、国連は軍縮と軍拡という矛盾する立場を同時に表明していることになる。基準改定の論拠は極めて多くの問題を含んでいる。筆者は、先の論文(小口, 2023, 2024)で軍事支出に関するこの改定問題を取り挙げた。しかし、そこではBeyond GDP論者の資本概念に関わる問題点の1つとして簡単に取り上げたにすぎなかった。

本稿の目的は、軍事支出と兵器システムに関する1993SNA基準から2008SNA基準への改定を中心に、軍拡を奨励するような2008SNA基準への改定がなぜ、どのような経緯で

¹⁾ Beyond GDP論については、小口(2023, 2024)を参照されたい。

おこなわれたのかを可能な限り詳細に追跡し、それが内包する問題点を指摘することにある。その上で、軍事支出と兵器システムに関する2008SNA基準は、国際連合を中心とする5つの国際機関が勧告するマクロ会計基準としては極めて妥当性を欠く基準であり、再改正が必要であることを主張した。

政府による兵器購入をSNAにおいてどう捉えるかは、政府活動それ自体のとらえ方に関わっている。そこで先ず第2章で、政府活動を測定するクズネッツ (Kuznets, Simon) 理論を取り上げる。第3章から第5章までは、1953SNA から2008SNA への改定過程を資料に基づいて分析し改定論拠を解明する。まず第3章で1953SNA から1993SNA に至る軍事支出に関する基準の変遷を取り挙げる。第4章では、兵器システムの固定資本化を主張して1993SNA 基準から2008SNA への大転換を主導したアメリカ商務省のSNA 批判を取り上げる。第5章は、兵器システムに関する改定を担ったキャンベル II グループの活動とその勧告を取り挙げる。同グループの勧告がそのまま2008SNA 基準に反映されていることから、本章では同グループの活動と、勧告を正当化するために展開されている論拠とを詳細に検討した。この勧告に対してSNA の専門家と各国から寄せられた賛否の意見を第6章で整理した。以上の各章では、筆者の私見をできるだけ交えずに改定経緯をできるだけ詳細に記述することにした。

兵器システムに関するキャンベラ II グループ勧告は、兵器の使用方法の変化と企業会計基準や国際公会計基準との調和化をはかることが改定理由であると主張している。しかし、その勧告を正当化するために挙げられている論拠は多くの問題を含んでいる。第7章は、それらの問題点を3つの範疇に分類・評価して、2008SNA 基準は自律型致死兵器システムの開発や民間軍事会社を正当化するような危険性をはらんでいることを指摘した。終章の第8章は、国連が2008SNA 基準を勧告することは安全保障のジレンマを一層深めて軍縮を基本理念とする国連憲章に反するメッセージを発することになり、矛盾をはらむのではないかと指摘した。最後に、今後、軍事支出に関する2008SNA 基準を改正してこのような矛盾を解消するためにも、また、一人でも多くの人々が国民経済と環境に関する重要なマクロ会計システムであるSNA への理解と関与を促進するためにも、大学における包括的なSNA 教育への期待を表明した。

2. 政府活動を測定する3つの方法

SNA の基礎は、ケインズ (Keynes, J.M.) が創始したマクロ経済理論に基づいてミード (Meade, J.E.) とストーン (Stone, J.R.) によって開発された社会会計である。アメリカ商務省は、1947年に同国の国民所得推計にこの社会会計方式を導入して従来方式を抜本的に改革した。同省国民所得部の部長であったギルバート (Gilbert, M.) が、ヤッシ (Jaszi, G)、デニソン (Denison, E)、シュワルツ (Schwarz, M.) 等とともにこの改革を実施し、同省の統計広

報 Survey of Current Business への補遺版 National Income: Supplement to Survey of Current Business, July 1947 でこの新方式を解説した。以来、アメリカの国民所得統計は国民所得・生産物会計 (National Income and Products Accounts: 以下, NIPAs) として公刊されることになった。この抜本改革によって、それまでアメリカにおける国民所得統計の発展に主導的役割を果たしてきたクズネッツの方法から離脱した。クズネッツは、新規に導入された NIPAs 方式を全面的に批判し、抜本改革を指導したギルバート等と The Review of Economics and Statistics, 1948 で論争となった²⁾。

クズネッツは、その後の論文 (Kuznets, 1951) で、政府活動を測定する 3 つの方法論を分類してギルバートらとの違いを強調した。都留 (1950) は、これら 3 つのアプローチを図表に描いて論評している。都留 (1950, 10 頁) によれば、その方法論争は市場の「交換原則にしたがわない政府の経済行為を、どのような方法に則って国民所得計算の中に織りこむか」という国民所得論における政府の位置づけという基本的問題に関する論争である。3 つのアプローチは以下のようである。

(1) 納税アプローチ (tax payment approach)

(2) 完全な絶望アプローチ (total despair approach) = 商務省が 1947 年改定で採用した社会会計方式

(3) 個別アプローチ (specific approach) = クズネッツが採用した福祉アプローチ

納税アプローチは、「政府を交換経済的に取り扱う方法 (都留, 1950, 12 頁)」である。この方法は基本的に、個人が支払う直接税を最終消費者への政府サービス販売と考えて政府最終生産物に等しいとみなし、企業が支払う補助金控除後の純事業税を企業への政府サービス販売と考えて政府中間生産物とみなす。クズネッツは 1941 年までこの立場を支持していたが、その後に放棄した。アメリカ商務省もクズネッツとともにこの方法を採用していたが、1947 年に方法論を抜本的に改定して NIPAs へと移行して以来、このアプローチを放棄した。

商務省は 1947 年の抜本改革で、公的企業を除く一般政府を、家計部門と同様に購入した財を市場で再販売することを目的にしない最終消費者と位置付けた。政府購入は他部門における生産のための中間投入とはならず、すべて最終生産物とみなすべきであるという立場である。政府購入を他部門への中間投入となる部分と最終生産物とに区分することは原理的に不可能であるし、区分しようとすれば多くの価値判断が入り込む恣意的な区分にならざるをえないと考えたからである。ギルバート等は、これは正誤の問題ではなく選択の問題 (Gilbert, et al, 1948, p.186) であるとしている。商務省が採用したこの方法をクズネッツは、政府活動を中間生産物と最終生産物とに区分することは理論的にも実務的にも「絶望的」と考えて、十把ひとからげ (wholesale) に最終生産物に分類する「完全な絶望ア

²⁾ Gilbert, M., et al. (1948) と Kuznets, S. (1948) との論争である。この論争の概要については小口 (2023, 2024) を参照されたい。

アプローチ」と呼んで徹底的に批判した。

納税アプローチを放棄し、商務省の新方式を完全な絶望アプローチであるとして退けたクズネッツが採用したアプローチが「個別アプローチ」である。この方法は、政府活動を逐一機能分析することによって、政府産出物を最終生産物と中間生産物とに分類しようとする方法である。Kuznets (1948, p.156) は、最終生産物と中間生産物とを区分する基準として次の3基準を提案した。

(1-1) 経済活動の最終目的 (end-goal)は最終消費者への財の提供である。

(1-2) 最終生産物とは、当該年度内に最終消費者へのフローとなる財か、あるいは、将来の消費者に便益を生産する資本ストックへのフロートなる財である。

(1-3) 上記以外のすべての財は必然的に中間生産物である。

さらに Kuznets (1951, pp.192-197) では、政府の産出物を最終生産物と中間生産物とに分類するために次の3つの基準を追加している。

(2-1) 政府からのサービスを得る個人は、それに対する対価をまったく支払わないか、たとえ支払う場合であってもほんのわずか (only a token price)しか支払わない。すなわち、無償かそれに近い対価で最終消費者としての個人に提供される政府サービスのみが政府最終生産物に分類される。

(2-2) その政府サービスは、個人の明確な発意に基づいてのみ提供されるものでなければならない。これに対して、当該サービスが社会組織の一員としての個人に与えられるが個人としてはそのサービスが与えられていることをまったく意識していない場合には、そのサービスは最終消費者に対する最終生産物ではない。これは政府活動を分類する3基準の中で最も重要な基準であるとされている。

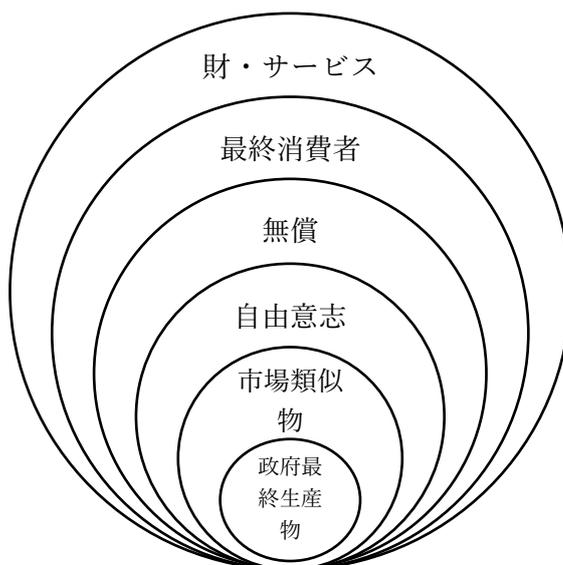
(2-3) 個人の要求を充足する政府活動のうち、民間市場で購入可能な類似物があるものでなければならない。

これらの基準に従って、一般行政サービスや独占禁止法、最低賃金法などの経済規制にかかわる政府支出は企業活動への投入である中間生産物に分類される。その他の立法、司法、治安、軍事活動等は個人の発意に関わりなく提供される社会組織維持のための活動であるとして中間生産物に分類される。その結果、政府最終生産物は、(図1)に示したように、無償の公教育や医療、公的美術館や博物館など極めて限定された政府サービスだけになる。

クズネッツ (Kuznets, 1951, p.191) は、これらの基準に合意が得られれば政府活動の機能分析に関して理論的に受け入れることができる唯一の方法となると主張している。彼は、経済活動の究極の目的は最終消費者の欲求充足に資する財の提供であり、それが消費者の福祉に貢献すると考える。したがって、国民所得は生産活動の規模を表す尺度ではなく最終消費者の福祉の尺度として定義すべきであるとして福祉アプローチ(welfare approach)を提唱した。最終消費者の福祉に貢献する活動であるか否かという視点から設定されたこれらの基準に基づいて、経済活動を個別に検討して最終生産物と中間生産物とに分類すべき

であるというのである。クズネッツの方法は価値判断の余地が多すぎるとして 1947 年の NIPAs 導入では受け入れられなかったが、その後の経済福祉測定論や Beyond GDP 論に継承されている。

(図 1) クズネッツ基準による政府最終生産物



出所：小口作成

他方、NIPAs ではその後、約半世紀の間、政府部門は資本投資をしないものとして資本勘定が設定されなかった。これが抜本的に改正されたのは 1996 年からである。アメリカ商務省はこの時、政府部門に資本勘定を設けて破壊的兵器類を政府の固定資本形成に計上した。同時に、SNA が NIPAs と同様の取り扱いをするよう先導してゆくのである。

3. 1953SNA から 1993SNA までの軍事支出に関する基準

3-1 1953SNA および 1968SNA における基準

1953SNA から 2008SNA に至る軍事支出に関する基準改定の変遷を（表 1）に要約した。本章ではその内、1953SNA から 1993SNA に至るまでの改定経緯を取り上げ、1993SNA から 2008SNA への改定経緯については第 4 章と第 5 章で分析する。

マクロ会計に関する初めての国際基準として国際連合が公刊した 1953SNA は、先進国のみならず開発途上国までを網羅する国連加盟各国に対する初めてのマクロ会計基準であったため、わずか 46 頁という小冊子である。

1953SNA における軍事支出の取り扱い基準は、次のように簡単であった。

・一般政府消費支出を定義する場合、どの購入を資本形成から区別される消費支出として取り扱うべきかを決定することが必要である。これに関して、市民の治安維持を除いた防衛目的のための支出は、消費支出として扱う（p. 27）。

・防衛目的の支出は、軍人給与と手当以外の軍事目的のためのすべての購入を含む。その支出は、武器、弾薬、航空機、車両、船舶等の購入支出、軍用飛行場や軍事訓練施設などの軍用建造物の新規建設費用、および、軍用施設の維持修繕費用と軍事サービスに関連するその他の運営費を含む（p. 28）。

（表1） SNA における軍事支出の取り扱いの変遷

兵器・構築物区分	兵器の種類	1953SNA	1968SNA	1993SNA		2008SNA	
使い捨て兵器	ミサイル ロケット 爆弾等	最終消費	中間消費		中間消費	抑止サービスの生産	在庫品
兵器システム	戦車,軍艦 潜水艦,戦闘機,ミサイル運搬/発射装置等						総固定資本形成
軍用構築物	道路,学校 病院,飛行場,ドック等			民間転用可能	総固定資本形成	民間転用可能	総固定資本形成

出所：小口作成

このように1953SNAは、兵器はもちろんのこと軍事施設の新規建造費、修繕費そして維持管理費等を含むすべての軍事装備品と軍事施設に関する政府購入を政府最終消費支出と規定している。

次に、1968SNAにおける軍事支出の規定は次のようである。（）内は、頁ではなくパラ

グラフ番号である。

(6.115) 総固定資本形成は、産業および政府サービス生産者そして対家計民間非営利サービス生産者が、それらの固定資産に商品を追加するために要した支出から、同種の中古品および廃棄品の純売上高（売上高から購入額を差し引いた額）を控除した金額である。・・・主として軍事目的で使用される建造物やその他の耐久財に対する政府支出は総固定資本形成から除外する。

(6.122) 軍用宿舎ではなく、軍関係の人々のための家族用住宅の建設または改築に対する政府サービス支出は、総固定資本形成に分類する。家族用住宅と軍用宿舎の区別は、提供される住宅の種類に基づく。家族用住宅は、民間人が通常使用する住宅と同様の施設である。他方、軍隊が使用する学校、病院、飛行場、道路の建設は、これらの施設が民間の用途に使用される可能性があるとしても中間消費に分類する。このことは、軍事目的に使用される車両についても同様である。後日、これらの装備品を民間目的に転用した場合には固定資産ストックへの追加とする。このような追加は、原則として転用された時点における購入者の価値で評価し、相対する政府部門は関連する政府サービスの中間消費の減少とする。学校、病院、トラックなどを民間用途に転換するための支出も、総固定資本形成に含める。

以上のように 1968SNA は、政府の軍事支出のうち軍関係の家族用住宅のみを固定資本形成に含めている。兵器はもちろんのこと、それ以外の学校、病院等の民間転用が可能と考えられる施設や装備品についても軍が使用している限り、それらのすべてを固定資本形成ではなく中間消費に分類している。

3-2 1993SNA 基準と変更経緯

1968SNA は 25 年後に 1993SNA に改定された。この 1993SNA は、「軍事装備品 (military equipment)」という表現をもちいて、その一部を政府の総固定資本形成に含めるとする基準を勧告した。軍事装備品に関する 1993SNA 基準は「第 6 章 生産勘定」と「第 10 章 資本勘定」とに記載されている。1968SNA および次章で検討する 2008SNA との基準と比較するために、第 10 章で勧告されている軍事装備品に関する 4 つのバラグラフの全文を引用しておこう。

(10.65) ミサイル、ロケット、爆弾等の破壊兵器は実際に生産において繰り返しあるいは継続的に使用されないので、固定資産として取り扱うことはできない。破壊兵器は、耐久性はあるが使い捨ての財である。さらに、戦闘で生命や財産を破壊するためにそのような兵器を実際に使用することは、財・サービスの生産と解釈することはできない。この延長として、軍艦、潜水艦、軍用機、戦車、ミサイル運搬車や発射装置等の輸送車両や設備も、その機能がそれらの兵器を発射することにあるので、固定資産として取り扱

うべきではない。

(10.66) 他方、軍事機関が使用する飛行場、ドック、道路、病院のような構築物のほとんどは継続して繰り返し生産に使用されるばかりでなく、民間の生産者が使用している類似の構築物とほぼ同じように使用されている。それらの構築物は、しばし軍事用から民間用に転用されることがありその逆の場合もある。このことから、それらの構築物を固定資産として取り扱わない理由はない。

(10.67) このように、軍用病院のような構築物とそれに付属する設備は固定資産であるが、兵器とそれらの支援装備品は固定資産ではない。この2種類の財を区別する境界線をどこに引くかを決定することはしばしば困難であるし、軍事支出のさまざまな項目を区別するために必要なデータを得ることが常にできるとは限らないことを認識することもまた必要である。そのため規約によって、兵器とそれらの兵器を支援し装備するためだけに使用される軍艦、潜水艦、爆撃機、戦闘機、戦車、ミサイル運搬車等の装備品に対する支出を除いて、軍による耐久財への支だすべてを総固定資本形成として取り扱う。実際上は、ほとんどすべての構築物が固定資産になるであろうし、非軍事的用途にも使用できるような設備、例えば、輸送設備、コンピュータ、通信施設、医療設備のような種類の設備も固定資産として取り扱う。そのような設備への支出と、兵器およびそれへの支援装備品への支出とが分離不可能な場合には、従来通り（1968SNAの基準通り：筆者注）軍用装備品に対するすべての支出を中間消費とすべきである。

(10.68) 軽兵器や装甲車は、国内治安や警察活動に従事する非軍事機関によっても使用される。政府管轄下の治安機関や警察に加えて、さまざまな治安維持サービスを提供する営利企業が存在するので、非軍事機関には非市場生産者の場合もあれば市場生産者の場合もある。それら非軍事機関が使用する耐久生産者財はすべて固定資産として取り扱い、その支出は総固定資本形成として計上する。ただしこれらの固定資産に対する全支出がもし軍隊向けの場合には中間消費として処理する。すでに述べたように、さまざまな耐久財はその物理的性質だけを基準にして自動的に固定資産として分類することはできない。

(10.65) は、ミサイル、ロケット、爆弾等の破壊兵器は戦闘で生命や財産を破壊することが目的であり経済的生産過程への投入物とはならず、たとえ耐久性があるとしても固定資産ではないと規定している。他方、(10.66) では民間転用可能性とでも呼べる基準を導入して、軍事機関が使用する飛行場、学校、病院のような構築物を固定資産に分類すべきことを勧告し、1953SNAと1968SNAの勧告を修正した。(10.67) は、軍事支出の内、民間転用が可能か否かの区分ができない場合は支出すべてを1968SNA同様に中間消費とするが、兵器および兵器支援装備品は固定資産ではなく中間消費とすべきことを重ねて強調している。

(10.68) は、さまざまな耐久財はその物理的性質だけを基準にして自動的に固定資産と

して分類すべきではないと規定している。軍隊と同様な軍事装備品を警察や民間軍事警備会社が使用する場合には固定資産に分類されるが、軍隊が使用する場合には中間消費に分類することに矛盾はないとしている。つまり、同一耐久財であってもそれを使用する機関と目的によって分類方法を変えるべきであるとしている。破壊兵器は生産を目的にした耐久財ではないという思想が根底にあると思われる³⁾。

では、なぜ、そしてどのような経緯で軍事支出に関する基準が先ず 1953SNA から 1968SNA 基準に変更されたのであろうか。長年にわたって SNA の実務と研究に貢献してきたアンネ・ハリソン (Harrison, Anne) によれば、この改訂経緯を追跡しようとしても記録が残されておらず当時の関係者の記憶も薄れてしまったために、改定の目的や審議経過を追跡することができなくなってしまった。ハリソンは、その前例を繰り返さないために、1968SNA から 1993SNA への改定に関して開催された会議の記録を、10 年を費やして改定課題ごとに分類整理して 1 冊の記録文書にまとめた。その労作が 337 頁に及ぶ Harrison (2005) である。

1968SNA から 1993SNA への改訂に際しては、数年間の準備期間を経たのち、1986 年から 1991 年までの間に改定課題別に 13 回の専門家会議が開催された。当初、これらの専門家会議の議事録は各会議の結論を 1993SNA 本文に反映させる際の参考記録として役立つためにも、また将来の改訂に際しての記録として残すためにも完全に文書化して出版する予定であった。しかし、文書の作成や伝達がデジタル化される直前の時期であったため、これらの膨大な文書が複数の機関に分散して入手困難になってしまった。1993SNA 本体は各グループの結論だけが反映されたものであり、各会議の審議過程において出された多様な意見や、その結論を選択した理由は盛り込まれていない。ハリソンは、会議の正式な報告書を集大成することは、これらの点を明らかにして SNA の歴史研究や、その後の改訂に際しての基礎資料として重要であると考えたのである。

幸い、現在では国連の HP から Harrison (2005) に収録されている会議録のほとんどを入手できるので、ハリソンの業績を手引きとして改定の目的とその経緯を改定課題別に研究することができる。本稿は、ハリソンと同様の問題意識から、彼女の労作を手掛かりにして会議録等の原資料を分析し、軍事支出に関する 1968SNA から 1993SNA への基準改定の経緯と論拠をできるだけ詳細に辿ることとする。軍事支出に関する審議は 13 回開催された専門家グループ会議の内、主として 3 回の会議で審議決定されている。

³⁾ ところが、第 5 章で明らかにするように、1993SNA から 2008SNA への改訂は、この (10.68) 基準とは正反対の理由でおこなわれることになったのである。すなわち、マクロ会計人は軍事装備品の使用目的についての価値判断をすべきではなく、その物理的特性を基準にして軍事支出の分類をおこなうべきであるとの主張が支配的となった。

3-2-1 公共部門会計に関する専門家会議

軍事支出に関する取り扱いは、1988年1月にワシントンで開催された「公共部門会計に関する専門家会議（The Expert Group Meeting on Public Sector Accounts）」でまず審議された⁴⁾。審議では1968SNAが軍事耐久財を政府固定資本形成から除外した根拠はなにかが問題になった。しかし、ハリソンが指摘したように当時の記録がなく、おそらくそれらが戦闘行為によって消費されるために耐用年数が不確定だという理由ではないかとの推測にとどまった。すなわち、戦時には軍事施設や軍事装備品ばかりでなく民間のそれらも耐用年数は短くなるのであり耐用年数の長短を資産分類の唯一の基準とすべきではないとか、基準設定にあたっては戦時と平時を同一にすべきである、あるいは、軍事目的とは何かを明確に定義すべきである等々の議論がなされた。

国際通貨基金と世界銀行の代表者はともに、1968SNA基準を変更することに反対した。その理由は、民間利用可能性を基準にして軍用構築物を政府固定資本形成に分類することは貯蓄額に大きな影響を与え、政府部門のみならず全部門の多くの推計値に多大な変動をもたらすからである。

結局、軍事支出についての1968SNAの基準を継続すべきという意見から、少なくとも民間転用可能な軍事施設を政府の固定資本形成に含めるべきという意見、さらにはすべての軍事施設を資本形成に含めるべきであるという意見が激しく対立したままであった。そこで、さらに投入産出および生産勘定に関する専門家グループによって継続審議をすることになった。その際、引継ぎ事項とするために当会議の結論をだすこととなった。その案は、軍事支出の分類について兵器を含むすべての耐久財支出を固定資本形成に含めるという最広義の案から、現行1968SNA基準を維持するという広狭6案について採決をした。その結果、「軍によって生産または取得されたものであっても、主として民間の利用に供される固定資産を政府の固定資本形成に含める（すなわち、現行の取り扱いを変更しない）⁵⁾」という最狭義の案を採択し、これを暫定案として引き継ぐことになった。

3-2-2 生産勘定および投入産出表に関するSNA専門家会議

公共部門会計に関する専門家会議の暫定案を引き継いで審議した専門家会議が、1988年3月にウイーンで開催された「生産勘定および投入産出表に関するSNA専門家会議（The SNA Expert Group Meeting on Production Accounts and Input-Output Tables）」である。同会議の報告書⁶⁾の冒頭には、国連事務局統計局長セルツァーの次のようなメッセージが掲載されている。「各国の代表者たちが自国だけでなく、特に自国と同様の状況にあるすべての国々を代表して発言することを望む（UNSD, 1988b, para.2).」2008SNAに至る軍事支

⁴⁾ UNSD (1988a)

⁵⁾ UNSD (1988a), pp.36-37.

⁶⁾ UNSD (1988b)

出の資本化に関する議論をたどると、筆者にはこの言葉の意味が感じられる。

同会議での軍事耐久財に関する討議は、アメリカ代表のカーソン (Carson, Carol) による課題提起から始められた。カーソンは、軍事耐久財を固定資本形成としない 1968SNA 基準の根拠を探るために当時の関係者から聞き取り調査をおこなった。それへの返事や会議での議論から、軍事耐久財を政府部門が購入した他の耐久財と異なる扱いにした唯一の理由は、国防という際立った特徴 (distinctive characteristic of national defense) であろうと結論づけたのである (UNSD, 1988b, para. 181)。

同会議でも、次のような2つの立場が対立した。1つは、1968SNA 基準は変更すべきではないとする立場である。その根拠として次のような主張がおこなわれた。軍事耐久財は経済的な生産力を高めない。また、軍事耐久財を固定資本に含めることは 1968SNA の基準を基本的に変更しないという今回の改定にあたっての基本方針に反するものである。SNA 利用者から改定の要求はなく、また測定面で大きな問題を含んでいる。

他方、すべてを政府固定資本形成に含めるべきであるとする立場は、次のような理由を挙げてその主張の根拠とした。コンピュータや装甲車を民間や警察が使用している場合は固定資産として処理されているにもかかわらず、軍が使用する場合は政府経常支出として処理することは、同一あるいは類似の耐久財を民間と軍とで異なる扱いをしており一貫性に欠ける。また、軍事耐久財を固定資本形成に分類することは、防衛サービスを政府サービス生産の一つと位置付けている SNA の規定の論理的帰結であると主張した。このことは、1968SNA (para 5.25) が「政府サービス生産者は、中央、州、県、地区、群、市町村などの中央省庁と自治政府のすべての機関を含み、それらの機関は、行政、防衛、公共秩序の維持、保健、教育、文化、余暇等の社会サービス、経済成長政策、福祉や技術開発等々の広範囲にわたる活動をおこなっている」と規定していることを根拠としているのであろう。このような例を挙げつつ 1968SNA 基準は理論的に正当化できないと批判し、すべての軍事耐久財を政府固定資本形成に含めるべきであると主張した。

以上のように両極に意見が対立し議論が2分した。そこで収拾策として資本概念を若干拡張する折衷案が提案されたのである。それが「少なくとも、主として軍事目的に利用されるが民間目的にも利用可能な病院、学校、道路、空港などの不動産は資本形成に含めるべきである (UNSD, 1988b, para.181)」という案であった。結局、満場一致が得られずに投票となり僅差で折衷案が採択された。しかし、兵器の資本化という課題の重要性と意見が大きく分かれたことから、さらに今後の会議で検討をおこなうことにしたのである (UNSD, 1988b, para.181)。以上が「生産勘定および投入産出表に関する SNA 専門家会議」の正式な報告書の内容である。

ところで、同会議のメンバーであったヴァノーリは、同会議の困惑ぶりを次のように描写している (Vanoli, 2005, p.144)。1968SNA の改訂当初は、軍事費に関する現行基準を変更することは予想されていなかった。ところが、専門家会議の開始時に審議事項を確認するための通常の手続きである確認質問 (scanning questions) の際に、オランダが軍事耐久

財をすべて総固定資本形成に含めるべきだと提案し、それに欧州代表が追随した。この変更提案は「国民会計に関する事務局間作業グループ (Intersecretariat Working Group on National Accounts : ISWGNA)⁷⁾」からではなく欧州の数か国の代表からだされた。専門家グループは困惑し、カーソンが主にアメリカのかつての上級スタッフから 1968SNA 基準の根拠を聴取したが明確な答えが得られなかった。変更反対していた世界銀行とアフリカの代表が会議を一時的に中座していた間に採決がおこなわれ 1 票差の多数決で折衷案が可決されたというのである。ヴァノーリは、この問題について実質的な研究がなされないままに変更が決定されてしまったと述べている。また、Vanoli (2005, p.310) は、ヨーロッパには、破壊的兵器を含むすべての軍事耐久財は民間の資本設備と何ら変わることなく「それらはそこに存在している (they are there)」という理由で、すべてを総固定資本形成に含めるべきであると一貫して主張する少数派が確実に存在するとも指摘している。

波乱の内に同会議で折衷案として採択された改正案は、1989 年 7 月開催の第 2 回「SNA 調整専門家会議 (Expert Group Meeting on SNA Coordination)」で次のように承認された。「本グループは、破壊的軍事兵器およびそれらの兵器に関わる装備品は経常支出とし、それ以外の構築物は資本として取り扱うという軍事耐久財の処理に関する提案を承認する (UNSD, 1989, para.138).」

以上のような検討経緯を経て 1993SNA は、(表 1) に示したように、軍事装備品あるいは軍事耐久財に関して 2 つの対立する主張を折衷する案として「民間利用への転用可能性」とでも表現すべき基準を導入した。これによって、軍事耐久財の内、道路、学校、病院、コンピュータ、通信施設等の多くの軍事施設が民間利用への転用が可能であり、経済的な生産過程への投入物として貢献するとみなされて固定資本形成に分類されることになった。

しかし、ミサイルとその発射装置のような兵器およびその支援施設・装備品は、民間の施設と同様にたとえ長期間「そこに存在する」としても固定資産ではないとの立場を採用した。このことは、「民間への転用可能性」基準に加えて軍事耐久財の「利用目的」が考慮されていると言えるだろう。したがって、銃器や装甲車のように軍用兵器と物理的性質が同一あるいは類似する耐久財であっても、それが警察や民間非軍事会社が使用する場合は固定資産として取り扱うことと矛盾はしないとしている。先のパラグラフ (10.65) と同様の内容を第 6 章のパラグラフ (6.168) は言葉を変えて次のように規定している。「資本として扱われるためには、財貨は耐久性があるだけでなく相当数の会計期間にわたって繰り返し、あるいは継続して生産に使用されなければならない。しかし、ロケット、ミサイルとその弾頭のような兵器が戦闘において実際に使用された場合は、それらは生産ではなく破

⁷⁾ SNA の開発と普及に関わる国連、国際通貨基金 (IMF)、経済開発協力機構 (OECD)、欧州統計局 (Eurostat)、世界銀行 (WB) の 5 つの国際機関の調整機関として国連統計委員会を設置した。

壊に使用される。したがって、破壊的兵器が実際に使用された場合、経済的な生産過程への投入として取り扱われることはほとんどありえない。」

軍事支出に関する 1968SNA 基準を 1993SNA 基準に改定するには異論が多く、改定にはかなりの審議を要している。1993SNA は、政府による軍事支出の一部を固定資産とみなす折衷案を採用しつつも、他方では兵器とその支援装備品は破壊を目的にしており経済的
生産過程に投入される固定資産ではないとの見解を明確にしている。

4. 1993SNA 批判—アメリカ商務省による NIPAs の基本改正

4-1 全米研究評議会の勧告

1968SNA の改定版としての 1993SNA が勧告されたその年に、アメリカは早くも次の改定に向けた動きを起こしている。第 2 章で述べたように、アメリカは 1947 年に国民所得統計の抜本改定によって会計アプローチを採用した NIPAs を導入した。それから 49 年後の 1996 年に NIPAs を再び抜本改正した。この基本改定の発端は、NIPAs の改善を目的としてアメリカ商務省の経済分析局とセンサス局とが 1993 年 11 月に共催した全米統計委員会 (Committee on National Statistics: CNSTAT) による「経済統計改革研究会 (Workshop on Improving Economic Statistics)」報告書における勧告である。この研究会のメンバーは、ほとんどが経済学と統計学の専門家である。CNSTAT は全米研究評議会 (National Research Council: NRC) に属し、連邦政府の統計システムを改善するための調査研究と助言をおこなう機関である。

この研究会は NRC の承認のもとに開催され、その報告書「合衆国経済会計における政府部門の測定 (Measuring the Government Sector of the U.S. Economic Accounts)」が 1998 年に出版された⁸⁾。本報告書は、「CNSTAT 研究会の歴史的記録」であり、「報告書の内容に関しては作成委員会 (authoring committee) と NCR のみが責任を有する ((Slater et al eds, 1998, p. viii, ix))」としている。NRC は、1993 年に早くも SNA の次期改訂を目指して以下の 2 点について NIPAs を根本的に改正するよう商務省に対して勧告をおこなった。

- (1) NIPAs の政府部門勘定を 1993SNA 方式に改定すること。
- (2) 1993SNA の政府部門勘定を NIPAs 方式に改定すること。

(1) は、1993SNA 基準を採用して NIPAs の政府部門に資本勘定を設けるべきであるとの勧告であり、Adopting the SNA の勧告である。第 2 章で述べたように、NIPAs は 1947 年に実施した国民所得統計の基本改正以来、政府の財・サービス購入はすべて経常消費と

⁸⁾ Slater and David, eds (1998) がその報告書である。

して処理し政府の投資活動を認識しない方法を採用してきた。同報告書はその理由として、政府の資本調達を無視していたのではなく政府支出を信頼できるレベルで消費と投資とに分類し、政府資本の耐用年数と償却率を決定することが困難であったためであると述べている (Slater et al eds, 1998, p.3)。すでにこれらの問題が解決できており、NIPAs は SNA 基準に従って政府部門に投資勘定を設けることが必要であるとしている。これによって、政府部門の貯蓄・投資ひいては一国の貯蓄・投資を完全に測定できるストック・フローの統合体系を形成でき、NIPAs の国際比較可能性と経済分析への有用性をさらに高めることができるとして以下のように勧告した。

勧告：経済分析局は、NIPAs の政府部門に関して、国際的な SNA の会計フレームワークの主要な特徴を採用する方向に引き続き進むべきである。連邦準備制度理事会は経済分析局と密接に協力して一般政府部門の貸借対照表を作成し定期的に公表すべきである。NIPAs に原資料を提供する機関や NIPAs の主要な利用者である各機関は、それらの取り組みを支援すべきである。政府と議会は、SNA への移行を適切に遂行するために必要な資源を提供すべきである (Slater et al eds, 1998, p.9)。」

他方 (2) について同委員会は、SNA が政府の破壊的兵器購入を固定資本形成として認めていないという欠点を有しており、この点について 1993SNA を改定するようアメリカが指導的役割を果たすべきであると勧告している。兵器の取り扱いに関しては Going beyond the SNA の勧告である。1993SNA が、道路、空港、病院などの民間転用可能な軍事施設と、ミサイル、戦車、戦闘機等の破壊的兵器とを区別して、前者のみを固定資本としていることに関して次のように批判している「一般的にこの区別は恣意的であり概念上の一貫性に欠けている。破壊的兵器に投資することが賢明であるかどうか、あるいは道徳的であるかどうかについての個人的感情がどうであれ、それらの兵器が技術的には国防サービスを提供していると考えべきである。(Slater et al eds, 1998, p.19)。」このような思考に基づいて、アメリカが 1993SNA 改定にあたって指導力を発揮すべきであるとして、次のように勧告している。

勧告：(NIPAs の政府部門勘定を：小口注) SNA 方式に移行する際には、SNA を超える追加的情報を提供するための作業をおこなうべきである。この作業の一環としてアメリカは、SNA の研究課題をさらに促進する国際活動に積極的に参加すべきである。SNA に追加することが望ましい分野には次の課題を含む：政府資本に対する純収益の推計；政府支援による研究開発の投資価値の推計；軍事施設および軍事装備品のすべての購入を含む資本勘定の推計；そして、政府生産物と政府の生産性を測定するさまざまな方法に関する研究 (Slater et al eds, 1993, p.21)。

すなわち NRC は商務省に対して、防衛サービス生産という概念に基づいて、破壊的兵

器を含む政府による軍事施設・軍事装備品の購入すべてを政府の固定資本形成として分類計上するように NIPAs を改定し、さらに SNA をこの NIPAs 方式に改定させるべきであると勧告したのである。

4-2 NIPAs の抜本改正

この勧告を受けて米商務省は、1996 年から NIPAs をクズネッツ命名の「完全な絶望アプローチ」からの抜本改定を実施した。この改定に先立つ 1995 年 9 月の Survey of Current Business で、商務省は改定内容の概要を公表した⁹⁾。この基本改定の目的の 1 つは、NRC の勧告通り SNA 基準を採用して民間部門と同様に政府部門に資本勘定を設けて政府の貯蓄・投資活動の推計を改善することであった。商務省は次のように述べている。「この決定は、NIPAs における投資と貯蓄の測定を大きく改善するためには政府の投資を認め、同時に固定資産のサービス価値を表す減価償却を導入することが必要であるという、主として経済学者の共通認識を反映したものである。・・・この改定によって、投資活動全体をより一層包括的に推計することができる(Parker, et al, 1995, p.36).」この基本改正によって、アメリカの総投資と総貯蓄および政府貯蓄が過小評価されてきた欠点が改善でき、経済成長と生産性分析がより正確になり、またアメリカの国民貯蓄・投資率の国際比較可能性が高まるというメリットが挙げられている。NRC による Adopting the SNA 勧告の実施である。

NIPAs の 1996 年基本改正のもう一つの目的は、NRC の Going beyond the SNA 勧告に従って、SNA に先立ち軍用施設・軍用装備品の政府購入をすべて政府投資として資本勘定に計上することにあった。Parker, et al (1995, p.39)は、次のように述べている。「軍用装備品と軍用施設の政府購入は、たとえミサイルのような使い捨て兵器であっても、それらの存続期間を通して国防生産に使用されていると考えられるために固定資本投資と定義する。」これは NRC の勧告そのままである。この改定を実施することによって、商務省はこれ以降、軍事費の処理に関する 1993SNA 基準の改定を強力に牽引してゆくことになる。

4-3 モルトンの SNA 批判

兵器システムの固定資本化に関する上記のような全米研究評議会の勧告に従って NIPAs 改定が実施された。これを受けて米商務省経済分析局のモルトン(Moulton, B. R.)が、次章で取り上げるキャンベラ II グループという SNA 改定に関する国連の機関を通して 1993 SNA の改定に向けて主導的な役割を果たしてゆく。本項で取り挙げるモルトンの論文(Moulton, 2004)がその先駆と思われる。この論文は、彼が SNA 改定を念頭にして 2002 年に国際公的統計協会(International Association for Official Statistics)と OECD の国民会計専門家会議(National Accounts Experts' Meeting)でおこなった報告が基になっている。

モルトンは彼の目的を次のように表明している。「SNA の包括的な改善案を提供するこ

⁹⁾ Parker, R. and J. Triplett (1995).

とではなく、学界や主要な研究機関の著名なエコノミストが SNA について指摘してきたいくつかの課題に絞って改善案を提示することにある (Moulton, 2004, p.263).」その課題の1つとして、破壊的兵器システム (destructive weapons systems) を固定資産に含めるように資産概念を拡大すべきことを提言している。この課題を取り挙げた動機をモルトンは次のように述べている。「テロ攻撃、特に9月11日の世界貿易センターと国防総省へのテロ攻撃は、企業が従業員と資産を保護できる環境を提供する治安と防衛活動の重要性に対する国民の意識を高めた。ところが SNA は、兵器関連装備品を中間消費に分類しており、それら既存の兵器類が継続的に提供している防衛サービスを除外している。エコノミストはこれを懸念し、さらには SNA の資産境界に対しても疑問を募らせている (Moulton, 2004, p.269-270).」

兵器システムに関する 1993SNA 基準へのモルトンの批判は、主として第3章で取り上げた基準 (10.65) と (10.68) に向けられている。基準 (10.65) は、破壊的兵器は耐久性はあるが生命や財産を破壊するために使用されるのであり、経済的生産過程に継続的に投入される財ではないという基準である。また (10.68) は、耐久財はその物理的特性のみを基準にして固定資産に分類するのではないとの考えから、軍事目的に使用される場合には破壊的で非生産的であるとしている軍物品と同種の軽兵器や装甲車であっても、警察や国内治安部隊が使用したときには生産的な固定資産とみなすという基準である。モルトンは、これらの基準は論拠薄弱であり、論理一貫性の無い完全に破綻した基準であると徹底的に批判している。

モルトンの批判を列挙すれば以下のようなものである。

- ① 現代的な軍事力で使用されている戦艦、戦闘機、爆撃機、戦車等々の軍事装備品は、1年以上にわたって防衛サービスの生産に繰り返し継続して使われており、通常の固定資産の定義に適合している。
- ② 1993SNA は、兵器は破壊的目的にのみ使用されるために固定資産ではないと規定しているが、多くの非軍事的な生産も破壊的と表現できる行為をおこなっている。たとえば食肉生産のための屠殺や植生を破壊する建設行為。これらも破壊的行為であるが SNA はこれらの目的に使用される器具類を非生産的であるとは分類していない。
- ③ 軍が使用する場合には破壊的で非生産的であると規定している装備品と同種の軽兵器や装甲車を、警察や民間警備会社が使用する場合には生産的な固定資産と考えるべきであるとしており、論理的に矛盾している。
- ④ 技術的に高精度の航空機、戦車、戦艦などが防衛活動に従事する兵士の代替物としてますます使用されるようになってきているにも関わらず、これらの重要な投入物を軍への資本サービスとして認めていない。このような SNA の基準は、防衛サービスの生産プロセスの実態を評価し損なうものであり、SNA 自体の有用性を低下させている。この批判は、モルトンが自律型致死兵器システム (lethal autonomous weapon systems: LAWS) のような AI 兵器や自律型ロボット兵器を、兵士に代わって生産活動をおこなう重要な

資本であると期待していることの表明であろう。

- ⑤ 大部分の防衛装備品を資本と認めないことは、貯蓄と富の測定についても SNA の有用性を低下させている。軍事装備品は価値ある資産であって販売されることもあり、国民貸借対照表に計上すべきである。アメリカでは、軍事装備品の純ストックは総固定資産ストックの 3% に上っている。
- ⑥ 軍事装備品に関する 1993SNA 基準はデメリットだけでメリットを見出すことは困難である。兵器関連の軍事装備品を固定資本形成から排除するという決定は、1つのイデオロギーを主張していると解釈せざるをえず、技術的な専門知識を反映すべき国際基準としては不適切である。マクロ会計人は、どの政府支出が福祉に貢献するかという価値判断をすべきではない。
- ⑦ 適切な経済理論は、1年以上にわたって継続的に使用されている軍事品はすべて固定資産とするべきであると強調している。商務省経済分析局は、すでに NIPAs で軍事装備品をすべて固定資産とすることを決定している。

このようなモルトンの主張は、全米研究評議会と米商務省の路線をさらに強く推進するものであり、ほぼそのまま次章で取り上げるキャンベラ II グループによる軍事支出に関する 1993SNA 基準の改定勧告に継承されている。

5. 2008SNA における破壊的兵器システムの固定資本化

5-1 キャンベラ II グループの設置

1993SNA の改定計画は、2003 年 3 月開催の国際連合統計委員会 (United Nations Statistical Commission: UNSC) 第 34 回会議において正式に決定された¹⁰⁾。この改定作業は、国連統計局長をチーフとする「国民会計に関する事務局間作業グループ (ISWGNA)」が統括機関となり、「国民会計に関する専門家アドバイザーグループ (Advisory Expert Group : AEG)」および、各国の SNA に関するエキスパートから組織された専門家グループ (expert group) との 3 者によっておこなわれた。そのプロセスは、まず、専門家グループが改定課題を審議し、その結果を ISWGNA に提言する。ISWGNA はそれを AEG の審議に付す。最終的には UNSC の承認を得て成案となる。

AEG は 2003 年に設置され、各国の中央統計局および中央銀行において SNA 関連業務に従事している専門家から選出された 20 名で構成されている。先に取り上げたアメリカ商務

¹⁰⁾ UNSD (2003a)。1993SNA の改訂経緯については、櫻本 (2007) が詳細に紹介しているが、本稿の課題である軍事支出については、国際公会計基準の基準変更がない限り SNA 側で検討できる余地は非常に限られているために「特段の検討は行わない」としている (櫻本, 2007, 87 頁)。

省経済分析局のモルトンや、以下で取り上げるイギリス国家統計局のリンチ（Lynch, R.）がメンバーに加わっている。この AEG が、改定に関わる専門家グループの頂点に立ち勧告作成の中心的な役割を担ってきた。UNSC に答申する勧告を取りまとめるにあたっては、AEG の 20 名に ISWGNA からの代表 5 名を加えた 25 名が投票権を有している¹¹⁾。

1993SNA の改定作業は、まず ISWGNA が改定すべき事項のリストを作成し、2004 年 2 月にワシントンで開催された AEG の第 1 回会議で検討をおこなった。その結果、44 項目が改定課題として選択され、それらを既存の 5 つの専門家グループが分担して検討をおこない勧告案を作成することになった¹²⁾。これらの改定課題は、現行 1993SNA の基本を維持することを前提とし、次のような 5 つの基準に基づいて検討課題を選択すべきであるとした国連統計委員会の決議に基づいて選択された¹³⁾。

- (1) 経済の情報化、サービス化、国際化、無形資産の増大や著作権問題などの新しい経済環境によって生じた課題。
- (2) 1993SNA への改訂過程で議論され却下された旧課題のうち、新しい経済環境に対応して経済的重要性を増した課題、および、方法論研究が進展して当時と異なる対応が正当化できる課題。
- (3) 1993SNA への改訂過程で議論され却下された旧課題は、経済環境の変化や方法論研究の進展がそれらの更新を正当化しない限り改定の候補としない。
- (4) SNA 情報の利用者ニーズ。
- (5) 実行可能性。

44 の改定課題の内、「改定課題 19. 軍事支出（military expenditures）」を含む 22 の課題を「非金融資産(non-financial assets)の測定」に関するキャンベラ II グループ（Canberra II Group：以下、キャンベラ IIG）が担当することになった。実質的には、同グループが 1993SNA 改定を念頭に検討を重ねてきた課題を国連統計委員会が 44 の改訂課題に取り入れたのである。キャンベラ IIG グループは、OECD が設置したキャンベラ・グループという研究グループの後継機関である。同グループは、第 1 回会議をオーストラリアのキャンベラ市で開催したことからキャンベラ・グループと命名され、1997-1999 年にかけて資本ストック・フローに関する専門家グループとして活動した。このキャンベラ・グループを、国連統計委員会が 2002 年にキャンベラ II グループとして承認し、2003 から 2007 年まで 1993SNA の改訂を委任したのである¹⁴⁾。

キャンベラ II グループ以外にも、各国の中央統計局と中央銀行および国際機関で SNA の

¹¹⁾ AEG の委任事項とメンバーについては UNSD (2003b) の Appendix 3 および 4 を参照。

¹²⁾ 44 の検討課題と担当グループについては、UNSD (2007), pp.5-8.

¹³⁾ UNSD (2002) para.32. および UNSD (2003a), p.9.

¹⁴⁾ キャンベラ・グループの成果は OECD (2001)である。キャンベラ II グループはその改定版 OECD (2009)の作成に貢献している。

推計実務や研究に従事している担当者の代表から構成される同様なグループが複数活動しており、それらが最初の会合を開催した都市名をグループ名としていることからシティ・グループ(city group)と呼ばれている。SNA のサテライト会計である「環境経済会計(System of Environmental-Economic Accounting: SEEA)」の開発・改善に中心的役割を果たしているロンドン・グループもその1つである。

シティ・グループがSNAの開発・改善に正規に関与する場合は、国連統計委員会が「委任事項(terms of reference)」を承認することになる。キャンベラ IIG の「委任事項」はOECD がオーストラリア中央統計局と共同でまとめており、同グループの議長はオーストラリア中央統計局の代表者が務め OECD が事務局となっている。キャンベラ IIG への22の「委任事項」の内、「課題19.軍事支出」に関しては以下のように諮問している(OECD, 2003, para.26)。

軍用資産(military assets)：多くのマクロ会計人(national accountants)は、兵器関連の軍事装備品を政府最終消費支出とする処理方法に懸念を持っている。この課題についてのSNA93の勧告は経済的現実と矛盾していると思われる。モルトン(2002)は次のように結論している。「兵器関連の軍事装備品を固定資本形成から排除するという決定は、1つのイデオロギーを主張していると解釈せざるをえず、技術的な専門知識を反映すべき国際基準としては不適切である。マクロ会計人は、どの政府支出が福祉に貢献するかという価値判断をすべきではない。」一般政府支出の他の分野についてはこのような価値判断はおこなわれていない。経済分析局がアメリカの国民会計で武器関連の軍事装備品を固定資産として扱っている一方で、ほとんどの国がSNA93ガイドラインに従っているという事実は、国民会計統計の国際比較可能性を低下させている。SNA93の発表からほぼ10年が経過しており、特に他の種類の資産の扱いが見直されているこの時期に、この問題を再び取りあげることは適切であると思われる。

この諮問には、マクロ会計人は価値判断をすべきではないと主張しつつ、すでに改定の方角についてモルトンの主張を取り入れた明白な価値判断が表明されているといえよう。文中に言及されているモルトン(2002)は、前章4-3で取り上げた国際公的統計協会と国民会計専門家会議でのモルトン報告であり、それを基にした論文(Moulton, 2004)の主張そのものである。1993SNAにおける兵器システムに関する規定は第3章でみたように国連の正規の専門委員会で審議され、わずか1票差で可決されたのである。諮問文は、破壊的兵器を固定資本と考えることに反対したグループや、1996年に基本改定したアメリカのNIPAs方式を採用していない大多数の国々は、あたかも悪しきイデオロギーに支配されているといわんばかりの主張である。

キャンベラ IIG は、2003年4月にオランダで第1回会議を開催しモルトンが「軍事資産の会計」と題して報告した。同年10月にパリで第2回会議を開催した。その会議でさらに

モルトンは、これらの会議の結果を 24 パラグラフからなる勧告書 (UNSD, 2003c) 「軍事兵器システムの固定資産としての処理に関するキャンベラ II グループ勧告」に取りまとめた。これらの会議で、軍事兵器システムは平時であっても 1 年以上にわたって継続的に抑止サービスを生産する経済活動への投入物であり、国際財務報告基準や国際公会計基準に調和させて、それらを固定資産に分類するという勧告をほぼ全会一致 (near unanimous) で採択した。同時に、弾丸や爆弾などの 1 回限りの使い捨て兵器の在庫は在庫品として処理することも勧告した。UNSD (2003c, p.1) は、この新しい基準によって、既存の軍事資産の固定資本消費額に等しい額だけ GDP が増加し、純貯蓄が純固定資本形成の増加額に等しく増加することが最も顕著な影響であるとしている。

UNSD (2003c) にまとめられたキャンベラ IIG の勧告は、2004 年 2 月に開催された AEG 第 1 回会議で早くも可決承認された。しかし、会議ではかなり物議を醸して合意に至らず投票に持ち込まれた。AEG メンバー 20 名と ISWGNA からの 5 名を加えた 25 名が投票権を有しているが、その結果は投票総数 21、賛成 15、反対 4 名棄権 2 であった¹⁵⁾。したがって 4 名が欠席したことになる。賛成は投票総数の 71%、有権者総数の 60%である。

AEG は、UNSD (2004a, p.33) における「軍事兵器システムを固定資産と分類することに関する AEG 決定」において、キャンベラ IIG の勧告を、防衛サービス提供における経済的生産過程を分析した結果であるとして全面的に承認した。さらに AEG は、兵器システムと民間の固定資本とは大きな違いがあるために総固定資本形成の標記にあたっては防衛装備品という別個の分類科目を設けること、SNA の生産勘定は福祉ではなく経済活動を測定するシステムであることに留意すべきであるとの指摘をした。AEG はキャンベラ IIG がこれらの審議結果を踏まえた勧告書の改定版を作成し、各国からの意見を聴取するために広く配布するよう指示し、意見聴取の結果は ISWGNA が集約して AEG に報告することになった。

AEG の指示に従ってモルトンが執筆した改定版が、キャンベラ IIG 勧告 (UNSD, 2004b) である。この改定版は、UNSD (2003c) の 24 パラグラフ構成から 37 パラグラフ構成に増加しており、先の 4-3 で取り挙げたモルトン論文の見解はそのまま反映されている。改定版の約 3 分の 1 は、1993SNA と勧告案との勘定処理の違いの解説である。勘定処理はまさにモルトンが言うような専門的技術であり実務にとっては意味があるが、勘定処理の技術以前に処理の基礎となるキャンベラ IIG の目的と勧告の論拠を検討することが重要である。筆者は、このキャンベラ IIG 勧告が 2008SNA における兵器システムの固定資本化を決定づけたと考えており、以下において勘定処理に関するパラグラフではなく勧告の目的と論拠に関連するパラグラフをできるだけ詳細に取りあげる。

¹⁵⁾ UNSD (2004a), p.33.

5-2 キャンベラ II グループの勧告

「改定課題 19. 軍事支出」に関するキャンベラ IIG 勧告は、次のような書き出しで始まっている。「1993SNA は軍艦、戦闘機、戦車など戦争用の破壊的軍事兵器システムを一般政府による固定資本形成ではなく中間消費とするよう勧告しているが、この基準は以下のような理由から問題がある。」

その理由として以下のような 8 点を挙げている (UNSD, 2004b, p.1).

1. この基準は、兵器システムが市民の自由と財産を守ることによって国民に経済的便益を提供している事実を認識していない。
2. 防衛サービスを生産している資本の役割を認識していない。
3. 既存の軍事装備品は価値があり販売できることを認識していない。
4. 政府が中古の軍事装備品を販売あるいは移転した場合、現行基準によればマイナスの中間消費をおこなったという直感に反するような会計処理をしなければならない。
5. 破壊的軍事装備品と平和目的に利用される非破壊的装置との区別をおこなうことは、実際上は困難である。
6. 軍隊が使用する軍事装備品の処理と、警察が使用する類似の装備品（例えば装甲車）との処理に一貫性がない。
7. 最新の国際公会計基準 (International Public Sector Accounting Standards: IPSAS) に一致していない。
8. 現在、多数の国は軍事装備品を長期にわたって保有しており、その再調達計画と調達準備が懸念されている。

キャンベラ IIG は、1993SNA 勧告以降に生じた 2 つの経済環境の変化、すなわち、兵器システムの使用方法が時と共に変化していること、および、IPSAS の新基準への調和化と軍事経済学への対応が SNA 改定の 5 基準に合致しており、軍用兵器システムについての SNA の取り扱いを変更するに足る根拠であると主張している (UNSD, 2004b, para. 6).

前者に関するキャンベラ IIG の見解は以下のものである。2 つの大戦以降は大規模な戦争による破壊を回避できるようになり、平時における防衛サービスの提供が政府の重要な役割となった。世界の軍事支出総額は世界 GDP の 2.5% を占めており、平時においては各国の軍事政策担当者が兵器のサービス期間を予測し再調達計画を立てることが可能になり、兵器システムとそれ以外の固定資産との類似性が高まっている。ところが、1993SNA は、耐久軍事物資のうち民間目的に利用できる財貨は固定資産に分類したが、破壊兵器は固定資産ではないとしている。SNA の多くの利用者にとっては、このような生産資産と破壊資産との 2 分法は規範的であり、通常の SNA の目的と範囲を逸脱している。例えば、環境汚染を発生させる施設と汚染除去施設とは共に固定資産に分類されており、兵器システムのような区分はしていない。

軍用兵器システムを総固定資本形成の一部と認めないことは、SNA の有用性を損なって

いる。防衛と非防衛生産の測定に違った会計ルールを適用することは、これら2種類の活動を比較不能にする。価値貯蔵として機能する兵器システムを固定資本形成から除外することは、貯蓄と富の測定の有効性を阻害する。

多くの著者達は、1993SNAが勧告する処理方法は数々の実際上の問題や矛盾を含んでおり、次のような点を挙げている。すなわち、(a) 国内治安に警察が使用している装甲車は固定資産に計上されているのに対して、軍が購入する装甲車は中間生産物として扱われている。(b) 非居住者に兵器を売却したときには、財の輸出が一般政府中間消費の減少と対応することになる。中間消費を減少させる形での支払いは実際の実務とは違っており、直感的な納得を得ることはできない。(c) 軍事施設と軍備品を民間目的に使用できる部分とそうでない部分とに区別することは事実上困難である。(d) 兵器システムが防衛サービスの生産に貢献していることは極めて明白である。(e) 破壊的兵器システムは敵国からの侵略や攻撃から自国民とその財産を守ることや侵略者を抑止することによって、自国民に実質的な経済的便益を提供している。

このようにキャンベラ IIG は、戦争という破壊活動から平時が常態となった時代へと移行したことによって、兵器システムの使用方法が平時における継続的な抑止サービス生産へと変化しているという論理を、1993SNA 批判の基本的な理由の1つに掲げている。同グループは、SNA改定を正当化するもう1つの経済環境の変化として「国際公会計基準第17号：財産、機械装置および設備 (International Public Sector Accounting Standards 17: Property, Plant and Equipment: IPSAS17)」が、兵器システムを固定資本に分類し耐用年数に応じて償却するよう規定したことを挙げている。IPSAS17 は、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) が公表した国際会計基準 (IAS) 第16号「有形固定資産」を基にして現金基準ではなく発生基準を取り入れた会計基準である¹⁶⁾。兵器システムに関わる IPSAS17 の規定は以下のようである。

第4項：本基準書は、以下を含む有形固定資産に適用される。(a) 軍用設備(specialist military equipment)、及び(b)インフラ資産。

第13項：有形固定資産とは、以下の要件を満たす有形の資産をいう。(a) 財貨の生産又はサービスの提供に使用する目的、外部への賃貸目的又は管理目的で主体が保有するもので、かつ(b)1報告期間を超えて使用されると予測されるもの。

第14項：有形固定資産項目の取得価額は、以下の場合に限り資産として認識しなければならない。(a) 当該資産に関連する将来の経済的便益又はサービス提供能力 (future economic benefits or service potential) が主体に流入する可能性が高く、かつ(b)主体

¹⁶⁾ IPSAS の特徴、策定経緯、各国の導入状況と課題等については、古市 (2003) と PwC あらた有限責任監査法人 (2018) を参照した。基準の引用は日本公認会計士協会 (2006) によった。

が当該資産の取得原価又は公正価値を、信頼性をもって測定できる。

第 20 項：通常、軍事用設備は、有形固定資産の定義に合致し、本基準書に準拠して資産として認識されなければならない。

古市（2003, 88 頁）は「かかる資産の定義は、基本的な考え方において IAS と同じであるが、IPSAS では、これにサービス提供能力が追加されている」のであり、政府の主要な活動目的が公的サービスの提供にあることを踏まえた修正であると指摘している。すなわち、IPSAS は、軍事用設備を、政府サービス生産に使用されるものであり、将来の経済的便益あるいはサービス提供能力を政府にもたらす財と定義していることになる。しかし、IPSAS17 号は、軍事用施設に核兵器、爆撃機、爆弾、ミサイル、戦車、原子力潜水艦のような破壊的兵器や爆弾等の使い捨て兵器を含めるのか、それとも 1993SNA で導入された民間転用可能な飛行場や軍用病院などの施設のみを含めるのかは規定していない。基準第 18 項で以下のように規定しているだけである。

第 18 項：本基準は認識を行う際の単位、すなわち、どのような項目が有形固定資産項目を構成するのかを規定していない。したがって、主体特有の状況に認識基準を適用するには判断が要求される。

この第 18 項における判断の例として「図書館の書籍、コンピュータの周辺機器及び小型機器のように、個々には重要でない項目を集計し、その総額について当該基準を適用することが適切な場合がある」という例示のみを挙げている。IPSAS は、第 18 項のような例と破壊的兵器とを同列に考えて、後者を有形固定資産として認識すべきであるとしているのだろうか。第 13 項と第 14 項の基準からは、なぜ軍事用施設が「通常、・・・資産として認識されなければならない」のか不明であり、第 20 項には唐突な感じを受ける。

キャンベラ IIG は、IPSAS17 に加えてさらに、軍事活動の経済モデル (economic model of military activities) にも適合するように SNA 基準を改定すべきであるとして、次のような理由を挙げている。各国は自国の防衛、国連の平和維持活動への参加、軍事協定に基づく他国の防衛、あるいは他国への侵略などさまざまな目的で軍事活動をおこなっている。SNA は、これらの目的について規範的な判断をおこなうことは適切ではない。政府は軍事活動にさまざまな希少資源を投入し軍事力を実際に行使して国民の生命、自由、財産を守るだけでなく、武力による暗黙の威嚇によって侵略を抑止することができる。この意味で、軍事活動は逮捕、処罰などの威嚇によって法令遵守を強制し、犯罪者の処罰だけではなく犯罪の抑止力を発揮する警察や司法制度に希少資源を投入する政府活動と変わりはない。軍事兵器システムは、実際の戦争でそれが使用される場合だけではなく、それ自体が存在することによって侵略者に対して抑止力を発揮し、当該国民に継続的な防衛サービスを提供する経済的生産活動である。

また、軍の意思決定者は、会計期間内に防衛サービスを生産するために、兵士や民間人の人的資源と兵器システムを投入する。人的資源と兵器システムは生産関係において代替可能な資源である。兵士の徴発を減らしても兵器システムの純ストックを増加させれば同一量の防衛サービス生産を継続できるのである。軍事施設や兵器システムは、防衛サービスの生産に継続的に使用できるだけでなく、価値貯蔵手段でもあり、各国間で売買や移転取引がおこなわれている。このような点から、軍事施設・武器システムは、戦闘用であるか民間利用が可能であるかに関わらず固定資産と考えるべきである。このような正当化の論拠には、LAWSのような高性能無人兵器の装備拡大を正当化する前述のモルトンの主張が現れている。

さらにキャンベラ IIG 勧告は続ける。軍の意思決定者の観点からは、部品や爆弾など消耗品的耐久財は将来の使用に備えて保有しているため、在庫品に分類することが適切である。1993SNA が強調するように、戦争は軍事力によって敵国の資産を破壊し兵士や市民を殺害するために兵器システムを使用することはまさにその通りである。しかし、軍の意思決定者の立場から見れば、軍事力の目的は自国の財産を守り敵国を破壊することにある。このことから兵器システムは、たとえ戦時であっても防衛サービスの生産に貢献していると考えられるのである。

そして次のようにその立場を要約している。軍事活動の経済モデルは、希少資源を使用して国家のさまざまな目的を達成する政府の軍事意思決定者の視点に立つ。軍事活動は、平時であっても戦時であっても、兵器とそれ以外の多種多様な設備や構築物を使用して継続的に防衛サービスあるいは抑止サービスを提供している。これらのすべての資産の固定資本消費は、防衛サービスの生産から生じる総費用で測定し一般政府の産出額に含めるべきである。

キャンベラ IIG は、以上のように 1993SNA 批判を展開した後、次のような勧告をおこなった。このキャンベラ IIG 勧告や前述したモルトンの主張は、IPSAS 第 13 項と第 14 項における将来の経済的便益又はサービス提供能力という文言を、抑止サービスあるいは防衛サービスと言い換えたものと言えよう。

キャンベラ II グループは次のように勧告する。軍事兵器システムは他の固定資産に適用される基準と同一基準、すなわち、1 年以上にわたって生産過程において繰り返しあるいは継続して使用される生産された資産という基準に基づいて固定資産に分類すべきである。軍事兵器システムは一般的に、たとえそれらが侵略者に対する抑止力としてのみ機能している場合であっても、当該国民の自由と財産を守るという防衛サービスを継続的に提供しているのであり、固定資産の基準に合致している (UNSD, 2004b, para. 37)。

キャンベラ IIG 勧告 (UNSD, 2004b, para.16) はまた、1993SNA のテキストのパラグラフ 6.168-172, 10.65-68, 10.138 を削除して次のように変更すべきであると勧告した。軍事

兵器システムは、たとえ侵略者に対する抑止力としてのみ機能している場合であっても、国民の自由と財産を守り、国民に防衛サービスを継続して提供しているのであり、その他の固定資産と同一の基準に則り固定資産に分類する。

キャンベラ IIG は、この勧告に対する留意点として次のような点を挙げている。まず、兵器システムはそれ以外の固定資産とは多くの点で異なっていること。他の固定資産は環境汚染を引き起こすなど有害で破壊的な性質をもつものがある。これに対して兵器システムは戦争で敵を破壊するように特別に設計されているが、他方では防衛サービスの提供という経済活動の役割を果たしていることから固定資産に分類できる。軍事支出は経済福祉の測定に含めることは適切ではないが、GDP が生産の尺度であることは従来から指摘されているとおりである。数年間にわたって継続して防衛を含む軍事目的を遂行できる能力という基準によって、兵器システムを軍事固定資産と在庫品として扱うべき使い捨て兵器との2つに区別する必要がある。

さらに、SNA データの多くの利用者は軍事用総固定資本形成とその他の非軍事用総固定資本形成を区分して表示するよう求めているので、資産分類には防衛装備品という独自の項目を追加するよう勧告している。勧告の実施可能性に関しては、国際公会計基準が変更されていることから、この基準を採用している国が勧告を実施することが容易であることは明らかであるし、アメリカは既に兵器システムに関する本勧告を先行実施しており、勧告が実施可能であることを裏付けていると述べている。

5-3 破壊的兵器システムに関する 2008SNA 基準

このような経緯を経た結果、2008SNA における破壊的兵器システムに関する基準は、キャンベラ II グループ勧告をそのまま受け入れて、1993SNA 基準とはまったく異なる基準に改定された。以下のパラグラフが、2008SNA における軍事兵器システムに関する4基準である。

- (6.232) 軍用設備：大規模兵器システムを含む軍用設備への支出は、固定資本形成として扱う。爆弾、魚雷、予備部品などの軍事耐久財は、それらが使用されるまでの間は在庫として記録し、使用した時点で中間消費および在庫からの引出しとして記録する。
- (10.82) 機械・設備：機械・設備には輸送用機械、情報通信（ICT）機器およびその他の機械・設備を含む。・・・軍事目的で取得した兵器システム以外の機械・設備はこの項目に含める。兵器システムは別の範疇に含める。
- (10.87) 兵器システム：兵器システムは、軍艦、潜水艦、軍用機、戦車、ミサイルの運搬車と発射装置等のような車両その他の装備品を含む。それが発射する弾薬、ミサイル、ロケット、爆弾などの使い捨て兵器のほとんどは軍事在庫品とする。ただし、高い破壊力を持つ弾道ミサイルなどの一部の使い捨て兵器は侵略者に対する抑止サービス(service of deterrence against aggressors)を継続的に提供するので、それらの兵器は

固定資産として分類するための一般的基準に合致している。

(10.144) 軍事在庫品：軍事在庫品には、兵器または兵器システムによって発射される弾薬、ミサイル、ロケット、爆弾などの使い捨て軍事品を含める。固定資本としての兵器システムに関してすでに述べたように、ほとんどの使い捨て軍事品は在庫品として扱うが、破壊力の高いミサイルの中には侵略者に対して継続的に抑止力を提供する能力があるため、それらは固定資本に分類する。

さらに上記のパラグラフ(10.87)と(10.144)に関しては、1993SNA から変更した理由を次のように4項目で述べている。

(A3.55) 軍艦、潜水艦、軍用機、戦車、ミサイル運搬車と発射装置などの輸送手段やその他の設備からなる軍事兵器システムは、平時の使用が抑止サービスの提供だけであるとしても防衛サービスの生産に継続的に使用されている。したがって2008SNAは、軍事兵器システムを固定資産として分類すること、そしてこの分類は兵器システム以外の固定資産と同じ基準、すなわち、1年を超えて繰り返しあるいは継続して生産過程で使用される生産資産であるという基準に基づくことを勧告する。

(A3.56) 砲弾、ミサイル、ロケット、爆弾などの兵器または兵器システムによって発射される使い捨て軍事品は、軍事在庫品として扱う。しかし、高い破壊力を持つ弾道ミサイルなどの特定の使い捨て兵器は侵略者に対する抑止サービスというサービスを継続的に提供しており、固定資産として分類するための一般的基準に合致している。

(A3.57) 1993SNAとは異なり、戦略的在庫品を同種の生産物のその他の在庫品と別項目のものとして扱うことはない。

(A3.58) 1993SNAでは、総固定資本形成として扱うのは、固定資産に対する軍の支出のうち、非軍事目的の生産でも使用する可能性のあるものに限られていた。一方、兵器およびそれを発射することが唯一の目的である輸送手段や設備は総固定資本形成ではなく、中間消費として扱われていた。

既に見てきたように、1993SNAではミサイル、ロケット、爆弾等の破壊兵器は戦闘で生命や財産を破壊することが目的であり、たとえ耐久性があるとしても経済的生産過程に投入される固定資産には該当しないと規定していた。ところが2008SNAは、(表1)に示したように、民間転用可能性基準に加えて抑止サービスあるいは防衛サービス基準とでもいえる基準を新たに導入した。この基準によって、大量破壊兵器システムは抑止サービスを継続的に生産する経済活動への投入物であり、民間の生産設備と同様に固定資産として扱うべきであるという勧告へと改定した。

破壊的兵器システムに関する1993SNAから2008SNAへのこのような思考様式の大転換は、全米研究評議会による1993SNA批判に始まり、それを受けた1996年のNIPAs改革、

そしてとりわけ OECD 主導のキャンベラ IIG 勧告によって実現されたといえよう。AEG は 2004 年 2 月にワシントンで開催した第 1 回会合でキャンベラ IIG 勧告をすぐさま承認した。同時に、国連統計委員会の方針に従って、直ちに各国の中央統計局と中央銀行に対して、6 か月を期限としてこの勧告に対する意見を求めた。次章で、その結果を詳細に検討する。

6. 破壊的兵器システムを資本とする勧告への反響

6-1 専門家の見解

AEG は、2004 年 2 月にワシントンで開催した第 1 回会合で「課題 19. 軍事支出」に関するキャンベラ IIG の勧告を承認した。国連統計委員会は 2004 年 3 月開催の第 35 回会議で、1993SNA の改正にあたっては、加盟各国から広く意見を聴取して改訂過程の透明性を確保するよう要請した。これを受けて AEG は、44 の改定課題すべての勧告について加盟国の中央統計局と中央銀行に対してコメントを求めた。国連のウェブサイト¹⁷⁾「1993 SNA Update Information - Military expenditures」によれば、「課題 19. 軍事支出」に関しては専門家から 3 件、各国から 50 件のコメントが寄せられた。

3 名の専門家は、国際連合西アジア経済社会委員会 (United Nations Economic and Social Commission for Western Asia: ESCWA) のエコノミストであるマフディ (Mahdi, Fadhil)、フランス国立統計経済研究所 (The National Institute of Statistics and Economic Studies: INSEE) のヴァノーリ (Vanoli, A.)、そしてイギリス国家統計局のリンチ (Lynch, R.) である。前 2 者はキャンベラ IIG そして AEG の勧告に反対を表明している。以下では、マフディ、ヴァノーリ、リンチの順に彼らの見解を取り上げる。

マフディ (2004) によるキャンベラ IIG 勧告案に対する批判は次のように簡潔ではあるが、それは多くの開発途上国を代弁する見解のように思われる。AEG は、1993SNA の規定を廃止するというキャンベラ IIG 勧告を承認し、軍事支出を固定資産として扱うことを勧告している。しかし、この提案は AEG メンバーから全会一致で受け入れられなかった。軍事支出は有形の生産物を生みださないのであり、1993SNA の基準は維持されるべきである。

さらに、軍事支出は開発途上国における資本形成を劇的に増加させるが、それらの国は武器をほとんど輸入しているために総投資によって生みだされる付加価値は逆に非常に小さくなってしまふ。すなわち、政府の貯蓄・投資、したがって一国の総貯蓄・投資は武器の輸入によって増加するが、それによって付加価値が増加するどころか逆に貿易赤字によって大幅に減少させる勧告であると批判した。次節で明らかにするように、このような状

¹⁷⁾ <https://unstats.un.org/unsd/sna1993/description.asp?ID=18>

況は武器を輸入に依存している開発途上国共通の見解であろう。

6-1-1 ヴァノーリによるキャンベラ II グループ勧告への批判

キャンベラ IIG 勧告に対して最も包括的な批判を寄せたのがヴァノーリである。このヴァノーリの批判に対して、勧告をした立場から反批判をおこなったのがリンチである。リンチはモルトンと共にキャンベラ IIG のメンバーであり、さらに AEG のメンバーでもあった。彼の見解は当然 AEG における勧告支持派の見解を示したものと言ってよいであろう。以下では、先ずヴァノーリの批判を、次いでそれに対するリンチの反論を詳細に取り上げる。

ヴァノーリは、2004 年 2 月に AEG がキャンベラ IIG 勧告を審議するのに先立ち、ISWGNA に対して書簡 (Vanoli, 2004) を送り勧告に対して全面的な反対を表明した。彼は、破壊的兵器システムの取り扱いに関するキャンベラ IIG 勧告が極めて重大な影響を広範囲に及ぼす内容であると考えて慎重な検討を求めたのである。さらに 2006 年にフィンランドで開催された国際所得国富研究会第 29 回大会の報告 (Vanoli, 2006) でより包括的に AEG 勧告を批判した。以下では、これら 2 つの論文によって、軍事支出の取り扱いに関するキャンベラ IIG 勧告に対するヴァノーリの批判をまとめておきたい。

ヴァノーリは、次のように勧告に対する批判を展開する。マクロ会計人は 1953 年 SNA の作成当初から、軍事装備品は長期間残存する耐久性のある財であることは当然にわかっていたはずである。しかし、SNA の創始者たちは、クズネッツのような福祉測定という観点からではなく、軍事活動は経済的な生産活動ではないという考えからそれらの装備品を生産過程への投入物とはみなさずに経常消費支出としたことは明らかである。軍事活動の内部で生じていることは、経済活動にとっては外部性である。兵器の使用は疑いもなく破壊であるという SNA の考えかたは、2 つの世界大戦の経験に基づいているのである。

1968SNA までは軍事活動の特異性 (peculiar nature) から、それらに関する支出をすべて最終消費としていた。ところが、前述したように 1988 年の専門家会議で軍事耐久財を民間利用可能な部分と破壊的兵器との 2 種類に区分する折衷案がわずか 1 票差で採択された。ヴァノーリはもちろんこの案に反対した。彼はこの変更を、軍事活動の特異性ではなく「耐久財は耐久性がある (durables are durable)」という財の種類 (type) に基づく分類への変更であり、すべての軍事耐久財を総固定資本形成に含めるべきであるというごく少数派への妥協の産物であると批判する。そして、この折衷案がその後に物議を醸す発端になったというのである。

軍備は戦争を想定してなされるものである。軍事活動は、戦時か平時かにかかわらず、最終的には兵器によって敵を破壊することが目的である。したがって、軍事活動の本質は、戦時における軍事活動の分析に基づくべきであるというのがヴァノーリの基本的視点である。もし、キャンベラ IIG が軍事活動を民間の経済活動と同様だと主張するのであれば、戦争の特異性を経済的生産の視点から分析すべきであるとして、Vanoli (2006) でそのよう

な分析の試論を提示している。それによれば、戦時の軍事活動における「投入」は自国の兵器システムの物的損害だけではなく、兵士そして市民の人的被害、社会インフラや環境破壊の総体である。他方「産出」は、敵国に与えた同様な人的・物的損害である。「付加価値」は、これらの産出と投入の差額となる。敗戦国の「産出」はこの逆で自国が被った人的・物的・自然環境上の損害になるだろう。しかし、環境破壊や兵士・市民の人的被害はいずれも SNA が定義する経済的な投入・産出・付加価値等の概念には合致せず貨幣評価も不可能である。軍事活動が経済的な生産活動に該当しないことは明らかであると指摘する。

キャンベラ IIG 勧告が基本的に平時を想定して、平時における兵器の「防衛サービス」や「抑止サービス」生産を強調していることに対してヴァノーリは、グループのメンバーから第二次世界大戦の記憶が消えかかっているためだろうかかと危惧している。彼は、1945 年以来、地球のどの地域も決して平和だとは言えないと指摘している。破壊的兵器の産出物が破壊であることは明らかである。それを経済的生産プロセスへの投入であるとみなすならば、それらの兵器が戦争で使用された場合に人々は、経済的生産物とは到底考えることができない人的・物的な破壊という悲惨な現実直面することになる。軍事活動はすべて、最終的には兵器による破壊活動である。

この現実から目をそらすためにキャンベラ IIG は、平時における軍事活動を防衛サービスや抑止サービスというある種の予防活動や保険に例えているのではないかと批判する。しかし、予防活動はリスクを回避しようとするものであり、予防策が失敗した場合の損失は考慮外である。また保険は、リスクを回避できずにリスクが発生した後の損害を一部補填するだけである。結局キャンベラ IIG 勧告は、平時を想定しながら平時における防衛サービスや抑止サービスとは何かについて具体的に分析しているとは思えない。兵器システムは生産過程に投入される経済資産ではなく政治資産と考えるべきである。これがヴァノーリの主たる主張の 1 つである。

ヴァノーリは、兵器システムを総固定資本形成に分類することから生じる到底受け入れることができない問題点としてさらに 2 つ指摘する。1 つは、そのような分類によって貯蓄と貯蓄率が向上するという主張の問題である。この主張は経済分析の観点から疑問であるばかりでなく、すべての国々にとって破壊的兵器システムが蓄積されているという危険な状況が生じているにも関わらず、経済成長にとって貯蓄が大切だとする主張は受け入れがたいと批判する。キャンベラ IIG 勧告に従えば、核兵器の蓄積さえも投資と貯蓄を増加させる経済的生産過程であるということになる。

もう 1 つの問題は、蓄積された兵器システムのストックが生み出す純収益率をどのように推計するのかという疑問である。蓄積された軍用耐久財について純収益率を計算することになれば、核兵器やミサイルを含む破壊的兵器システムのストックが生み出す経済的純収益をどのようにして測定するのであろうか。経済理論は、将来収益の現在割引価値が核兵器などの破壊的兵器システムの製造を決定する基準になると考えるのであろうか。ヴァ

ノーリは、軍事耐久財は政治資産であり、それがもたらす便益は経済的利益ではなく政治的利益であることを重ねて強調している。

それらに加えて、目下の議論で明らかに考慮されていない問題として、非公式な軍事組織 (unofficial military forces) である民間軍事会社 (private military company: PMC) の存在を指摘している。それらの組織の中には公的な軍事組織であると主張しているものもあるが、そのような軍事組織を概念上どのように分析するのであろうか。それにも予防や保険との類似性があるというのだろうかと疑問を呈している。それらの軍事組織が所有する軍事装備品についても国民に防衛サービスを提供していると主張するのだろうかという疑問である。

以上のようにヴァノーリは、両論文を通してキャンベラ IIG 勧告は戦時と平時における軍事活動の実態について十分な分析をすることなく抑止サービスあるいは防衛サービスという曖昧な概念を導入して破壊的兵器システムを経済財であると主張し、戦争を経済的生産活動であるとする勧告をしていると批判している。彼は、戦争は殺戮と破壊活動という特異な社会活動であり、破壊的兵器システムは経済財ではないこと、また軍事活動は、戦時はもちろんのこと平時であっても決して経済的生産過程ではないということを繰り返し強調している。「防衛サービスという概念それ自体の妥当性が問われている (Vanoli, 2005, p.311)」のである。

さらにヴァノーリは、破壊的兵器システムを固定資産と分類し、軍事活動を経済的生産活動であると主張するキャンベラ IIG の立場と、それを否定するヴァノーリ自身の立場のいずれを選択するかが、SNA における軍事支出の推計に先立って明確になされるべき基本的選択であると述べている。この選択は価値判断を含まざるをえないだろうが、キャンベラ IIG 勧告は、軍事活動が本質的に破壊活動であるという明白な事実を否定するより強い価値判断に基づいていると主張している。このような立場から、軍事兵器の購入を総固定資本形成とする改革案を批判し、そのような処理は SNA の中枢体系を汚染するとさえ述べている。

ヴァノーリの結論は次のようである。軍事活動についての詳細な分析をせずに、抑止サービスという曖昧な概念で破壊的兵器システムの固定資本化を正当化すべきではない。軍事支出を中間消費と最終消費とに区分した 1968SNA 方式も、民間利用が可能か否かによる区分を導入してさらに混乱を増幅させた 1993SNA の基準もともに破棄する。軍事装備品は政府が取得した時点で経済活動の領域から外れたとみなし、軍事支出はすべて政府最終消費支出とすべきである。軍事活動の詳細な分析は、平時と戦時の両面についてサテライト勘定でおこなうことが適切である。IPSAS との調整もサテライト勘定でおこない、その結果を SNA 中枢体系の政府貸借対照表に付記すればよい。

6-1-2 ヴァノーリに対するリンチの反批判

キャンベラ IIG および AEG メンバーであるリンチは、Lynch (2004) においてヴァノーリ

の見解に対して直ちに全面的な反論をおこなった。リンチ自身は、軍事支出に関する1993SNA基準は悪しき妥協の産物であり、軍事支出のすべてを資本化すべきであるという一方の極を主張している。また、リンチはヴァノーリとは反対に、軍事支出に関するSNA基準は戦時を想定するのではなく平時を前提にして作成すべきであるとの立場である。この立場を正当化する根拠として、随所で民間軍事会社(PMC)の例を挙げてヴァノーリに反論している。

リンチはまず、ヴァノーリは2つの世界大戦の経験から戦時が常態であり軍事活動の本質は戦時における軍事活動の分析に基づくべきであると繰り返し主張しているが、そのような主張は事実に基づかない彼の意図にすぎないとして、次のように自説を展開する。キャンベラ IIG の立場はヴァノーリとは正反対である。同グループは、軍事活動の産出物の測定は戦時ではなく平時の経験を反映すべきだと信じている。もちろん両者の状況を想定して軍事活動の成果を測定することは可能である。問題は、戦時と平時のどちらの状況を想定することが最も適切かということである。「現在、軍事装備品はどのような状況にあるだろうか。戦争に使用されているだろうか。答えは明らかである。軍事装備品の大部分は戦闘活動に使用されていない。ほとんどの国は戦争状態ではなく、実際に戦争に参加しているのは軍部の一部にすぎない。大まかな推計によれば、過去60年間に軍事装備品のわずか1%未満しか戦争に使用されていないのが現実である(Lynch, 2004, p.3).」われわれキャンベラ IIG は、単に戦争がない状態が圧倒的に通常の状態であるという仮定のもとに勧告を作成したのである。戦争という稀な状況は、この仮定の例外であると考えている。このようなリンチの認識、したがってキャンベラ IIG の認識は、1945年以来、地球のどの地域も平和だとは決して言えないというヴァノーリの認識とはまったく異なっている。

また、戦争用に設計されているものが戦時ではなく平時に経済的サービスを提供するというのは奇妙な議論である。平時における防衛サービスというようなサービスは現実提供されるサービスではなく単なる可能性にすぎず、それを測定することも不可能である。このようなヴァノーリの批判に対してリンチは、民間警備会社(security business / security firm)との類推が有益であるとして次のように反論している。リンチがここで念頭に置いている民間警備会社は、日本のセコムなどのような警備保障会社ではなく、ロシアのワグネルやアメリカのブラックウォーター社などのような兵器で武装した民間軍事会社である。リンチは次のような論理を展開する。PMCの装甲警備車両は攻撃に対応できるように製造されているが、実際に交戦することはめったにない。それでも、その兵器はその耐用期間を通して一連の抑止サービスを提供しているというのが我々キャンベラ IIG の立場である。装甲車が抑止力として提供する資本サービスを正確に測定することは非常に難しいけれども、この考え方は、PMCが装甲車に投資する価値があると判断する唯一の可能なモデルである。PMCは、武装装甲車が陳腐化するまで資本サービスを提供するという何らかの概念を持っているに違いないのである。

さらにリンチは、戦争を例外的な状況ではないとするヴァノーリの立場を考慮すると、

軍事活動の産出物を測定するためには、戦争時における産出物を測定するモデルと、平時の抑止サービスを測定するモデルとの2つが必要になる。キャンベラ IIG は後者のモデルだけを前提にしているのであると反論している。では、平時における軍事活動の産出物としての抑止サービスをどのようにして測定するのだろうか。ここでもリンチは、PMC を取り上げて次のように述べている。「民間軍事会社の兵器は、ほとんどが抑止に使用されている。資本資産は戦争に使用されることがなく、それが提供するサービスは抑止サービスである。軍事活動の分析は戦時を想定しておこなうべきであるというヴァノーリの主張に従えば、軍事会社の武装車両は攻撃に対する反撃に使用されている場合に測定される資本サービスのみを提供していることになる。これは明らかに誤りである。武装車両は、実際に反撃に使用されている場合だけでなく、実質的にその耐用期間全体にわたって抑止という資本サービスを提供しているのである(Lynch, 2004, p.3).」

破壊的兵器システムを固定資本に分類することを勧告したキャンベラ IIG の立場を正当化するために、リンチはさらに民間軍事会社との類推を強調する。すなわち、それらの企業が実際に犯罪者との戦闘や戦争に参加していない場合でも企業として存続し得るのは、所有する武装車両などが戦争や犯罪に対する抑止サービスを継続的に提供しているという事実が顧客から評価されているからである。正規軍の破壊的兵器システムもそれと同様に、平時であっても継続して侵略者に対する抑止サービスを生産する経済的生産過程に投入されている経済財である。それがもたらす経済的便益を評価しているからこそ、国民は進んで国防費を支払っているのであり、民間軍事会社の武器と同様の扱いをすべきであると主張する。

以上のようにリンチは、民間軍事会社を根拠にして国家の軍事活動を正当化する論理を展開した後、次のように結論している(Lynch, 2004, p.9).

1) ヴァノーリの書簡の主旨は、武器は交戦のために作られており、それらが戦争で使用される状態こそが SNA で取り扱うべき最善の特質であるというものである。キャンベラ IIG は彼とは反対に、兵器は主として平時における抑止力として機能しているという立場をとっている。

2) 両方の見解を勘定に取り入れるべきではないという理由はないであろう。平時にはキャンベラ IIG の解決策が最も適切と思われる。しかし、国が継続的な交戦状態にあり、その兵器のほとんどが短期間で使い果たされる場合には資本ではなく経常支出として処理すべきであろう。

3) そうするには、キャンベラ IIG 勧告に若干の修正が必要になる。交戦状態が常態である場合には、その戦争で使用される武器購入は消費とみなされるべきであり、平時という常態の例外的な出来事として扱われるべきではない。

このようなリンチのヴァノーリ批判に対して、リンチの上司である国家統計局公共部門会計の部長マーチン・ケラウエイ (Kellaway, Martin) が同誌上に「戦争と平和」と題した短いコメント (Lynch, 2004, p.10-11) を寄せてキャンベラ IIG 勧告とリンチを支援してい

る。ケラウエイは次のように述べる。軍事支出資産は、マイナスのイメージがあるが経済的資産であることはSNA マニュアルの資産の定義から明らかである。ヴァノーリが、支出はその資産が取得された時期に配賦されるべきであるとしていることは理解に苦しむ。軍事資産は戦時であっても平時であっても常に資本資産として認識すべきというのが私の意見である。軍事資産は平時においては、その活動が防衛的なものであろうと戦争準備的なものであろうとサービスを提供しており、政府はこれらのサービスに対して喜んで支払いをしている。

ケラウエイはさらに、ヴァノーリに次のように反論している。ヴァノーリの見解によれば、たとえば戦艦が購入されてまさにサービスを提供し始めようとする時点で消費されたことになってしまい、その戦艦が第三国に売却されるときには消費から「再浮上する」ことになる。ヴァノーリはこの再出現あるいは負の消費をどのように説明するのであろうか、再販売可能であるということは経済的価値を持つ資産に他ならないのである。このような反論を意識してなのであろうかヴァノーリ (2006, p.25) は、「破壊的軍事耐久財は中古品として再販売される可能性があることから経済的固定資産として扱うべきであるという主張がしばしば見受けられるが・・・貴重品とは違って破壊的軍事耐久財は再販売のために取得することが主要目的ではない」のであり、価値貯蔵資産でも生産資産でもなく政治資産であると重ねて主張している。

ケラウエイは、次のようにもコメントしている。軍事耐久財を固定資本と分類することによって戦時にはGDPが増加するが、興味深いことに戦勝国よりも敗戦国のGDPの方がより増加するだろう、その理由は、敗戦国の方がより多くの経済資産が消費されたからである。このことは、欠陥のある材料で作られた建物が倒壊して建物の寿命が短くなり資本消費率が上昇し、その結果GDPが上昇することと同じことである、と。

また、リンチがヴァノーリへの反論として、戦時と平時の2つのモデルがあると回答したことは間違っているとして次のようにコメントしている。平時においても戦時においても軍事装備品は継続して資本サービスを提供している。ただ戦時と平時では資本収益率が異なるだけであり、貸別荘の資本サービスの収益率が季節によって異なることと同じである。モデルは1つで、兵器システムがもたらす資本収益率が戦時と平時で異なるだけである。

他方、リンチが民間軍事会社との類似点を指摘した点は良い反論であると評価して次のように述べている。軍事装備品の存在根拠は防衛であると信じるならば、ここで考慮すべきもう1つの類似点は、民間軍事会社が提供する「同様の」活動との類似点である。一部の国に存在する民間軍事会社は、それが企業組織である場合、その軍事資産は財務諸表に固定資産として計上しているはずである。それに倣って政府も、兵器システムを固定資産計上することが当然である。以上がケラウエイによるリンチ擁護論である。

以上、本節では破壊的兵器システムに関するキャンベラ IIG 勧告に対する専門家からの意見としてマフディとヴァノーリの批判、およびそれに対するリンチおよびケラウエイの

反論を要約してきた。軍事支出に関する 1993SNA の改定過程で提起されてきたさまざまな改定理由に関する筆者の意見は、第 7 章と第 8 章でまとめて述べることにして、次節では AEG の要請に従ってキャンベラ IIG 勧告に対して寄せられた各国の中央統計局と中央銀行からの意見を整理しておきたい。

6-2 各国の見解

国連統計委員会は 2004 年 3 月開催の第 35 回会議で、1993SNA の改定経緯の透明性と加盟各国の統計機関から広く意見聴取をする方針を決定した。この方針に従って AEG は、2004 年 2 月開催の第 1 回 AEG 会議で決定された課題について国連加盟各国の中央統計局と中央銀行に対してコメントを求めた。その結果を ISWGNA が取りまとめて 2004 年 12 月開催の第 2 回 AEG 会議で報告された。その報告 (UNSD, 2004c) によれば、41 カ国の 45 機関と欧州中央銀行からの計 46 件のコメントが寄せられた。ただ、同報告書には、コメントの内容そのものは掲載されておらず、回答数のみが報告されている。

(表 2) は、コメントを求めた 8 課題に関する賛否の回答数を示したものである。41 カ国という回答国の数は決して多いとはいえないだろうが、課題番号 19 の耐久性のある軍事兵器を固定資本に分類するという勧告に対する賛成の少なさは際立っている。賛成は回答

(表 2) 1993SNA の改定課題に関する AEG 勧告に対する各国/機関からの回答数

課題番号	課題	回答国/機関数			
		賛成	反対	ノーコメント	研究/議論の継続
3	従業員のストックオプション	34	—	10	2
5	非生命保険サービス生産の測定	32	—	13	1
6 (a)	金融サービス生産の測定	18	1	18	9
6 (b)	中央銀行の産出物の測定	38	—	5	3
7	保有利得に関する税	34	—	11	1
14	非金融資産の所有権移転費用	25	—	15	6
19	軍事資産を資本形成に分類	18	5	13	10
26	育成資産	30	—	16	—

出所：UNSD (2004c) pp.6-7 より小口作成。

総数の 39% にすぎない 18 機関であり、明確な反対と今回は改訂する必要がないとして検討継続を表明した機関数も際立っている。

(表 3) は、国別、機関別に回答結果を示したものである。1 国で中央統計局と中央銀行の 2 機関が回答している場合については、表中に別記した。UNSD (2004c) は回答国にマカオを含めているので賛成国数は 17 カ国になり、反対は 4 カ国となる。フランスは中央

銀行が検討継続と回答したとされているが、すでに取り上げたようにフランスの INSEE としてはヴァノーリが強い反対を表明しており、フランス銀行もそれに同意している。

さらに国連は、軍事支出を固定資本形成として取り扱う AEG 勧告に対して 2004 年 8 月から 2006 年 10 月までに各国から寄せられたコメントを HP に掲載している¹⁸⁾。それによれば、専門家からのコメントが 3 件、各国からのコメントが 50 件である。前者についてはすでに本章第 1 節で取り上げた。本節では各国からの 50 のコメントの概要を分類し要約する。その内容と UNSD (2004c) との違いは、ノーコメントの国が除外され 2004 年以降の

(表 3) 軍事兵器を固定資本形成とする AEG 勧告に対する国・機関の見解 (I)

賛成 (18)

アメリカ, イギリス, オーストラリア (中央統計局, 中央銀行), オーストリア, オランダ (中央統計局), カナダ, タジキスタン, スロバキア共和国, チリ, ニカラグア, ニュージーランド, ノルウェー, ポルトガル, マカオ, マダガスカル, モルドヴァ, ラトビア

反対 (5)

ドイツ, ポーランド, マレーシア, 南アフリカ (中央統計局, 中央銀行)

ノーコメント (13)

オランダ (中央銀行), カザフスタン, コロンビア, シリア, スイス, スウェーデン, セルビア, 日本, ハンガリー, フィンランド, ベルギー, レソト, ロシア

議論/研究継続 (10)

インド, 欧州中央銀行, ガイアナ, 韓国, タンザニア (中央統計局, 中央銀行), デンマーク, フランス, ボツワナ, ヨルダン

出所: UNSD (2004c), pp.8-9 より小口作成。

コメントが追加されていることと、コメントの内容が開示されていることである。それらのコメントを分類すると (表 4) のようになる。解釈の相違を生むコメントもあり、(表 4) の分類は筆者の解釈が入った分類であることをお断りしておきたい。それは UNSD (2004c) の分類についても同様ではないかと思う。

この公表資料によれば、コメントを寄せた 42 カ国中、破壊的兵器システムを固定資本として扱うことへの賛成はかろうじて 50% を上回ったレベルである。AEG 自体でも勧告案の採択では異例の投票に持ち込まれ、投票総数 21 名中、賛成は 15 名であり、投票総数の約

¹⁸⁾ <https://unstats.un.org/unsd/sna1993/comments.asp?ID=18&atp=1>

71%、有権者総数 25 名の 60%であった。AEG 自身による 2004 年段階の調査では、勧告への賛成は上述したように回答総数の約 39%にすぎない 18 機関であった。

コメントの概要は以下のようなものである。勧告に賛成の国でも、さまざまな提案や限定的な意見を付しているものがある。複数の国は、勧告には同意するが軍事費の機密性やデータの信頼性の面から実施は困難であるという意見を付している。ポルトガル中央銀行は、GDP の成長要因を正確に分析するためには総固定資本を、そのサービスを直接観察することができない軍事装備品と、それ以外の固定資本とに区別することが必要であると指摘し

(表 4) 軍事兵器を固定資本形成とする AEG 勧告に対する国・機関の見解 (II)

賛成(22)

アメリカ、イギリス、イスラエル、インドネシア、オーストリア、オーストラリア、オランダ、カナダ、ケニア、スウェーデン、スロバキア共和国、タジキスタン、チリ、ニカラグア、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、マカオ、マダガスカル、モルドヴァ、モンゴル、リトアニア、

反対 (12)

イタリア、イラン、エジプト、キューバ、ドイツ、パキスタン、フランス、ベトナム、ポーランド、マレーシア、南アフリカ、ラトビア、

議論/研究継続 (8)

インド、欧州中央銀行、ガイアナ、韓国、タンザニア、デンマーク、ボツワナ、ヨルダン

出所：UNSD. HP. <https://unstats.un.org/unsd/sna1993/comments.asp?ID=18&atp=1>

より小口作成。

ている。またチリ中央銀行は、戦争がない限り膨大に蓄積された武器は維持費を生じるだけであり、また、それらが国民の自由と財産を守ることによって経済と国民の福祉に貢献するという主張は非常に曖昧であるとコメントしている。

検討を継続すべきとのコメントには、軍事費の機密性のために勧告通りの実施が困難なこと（インド、タンザニア）、国際収支統計や政府財務統計など他の統計との関連を十分に研究してすべての課題が矛盾なく解決された後に最終決定すべきである（欧州中央銀行）、政府の経済的資産とは何かについて広範な議論が必要である（韓国）などと、性急な結論を危惧する意見がある。ボツワナは、世界の軍事費が莫大に上るためにこれを SNA でどのように記録するかは物議を醸す問題であり、記録方法によっては政策を歪める可能性がある」と指摘している。また、人々が戦争の危険にさらされているときに、兵器が生産的資産であると語るべきであろうかと疑問を呈している。さらに、この問題は一部の専門家だけの議論にとどめずに、もっと広範に世界的な議論に付すべきであると提言している。デン

マークは、現行基準を変更しなければならないような状況変化は生じておらず、また、新しい国際公会計基準に対応していないということ自体も 1993SNA を変更すべき十分な理由にはならないとコメントしている。そのうえで、基準を大幅に改訂する前に政府部門における生産とは何かについて掘り下げた議論が必要であり、破壊的兵器システムの固定資本化に関する問題は改定プログラムから除外すべきであるとの立場を表明している。ヨルダンも、平時における兵器は生産活動に使用できないと指摘している。

次に、AEG 勧告に反対する国からのコメントを見てみよう。フランスが反対する理由は、すでに取り上げたヴァノーリの見解に示されている。南アフリカも、ヴァノーリの見解と同意見であると表明している。エジプトは 1993SNA 方式を支持するとしている。イラン中央銀行は、勧告に従えば産出物増加には全く効果がないにもかかわらず GDP が増加するだけであると批判している。

ドイツ連邦統計局からは、長年にわたって SNA の発展に貢献してきたレーダーマッハー (Radermacher, W.) が回答を寄せた。彼は、今回の改訂には国連統計委員会が 2003 年 3 月の第 34 回会議で決定した SNA 改定の基本原則に違反 (violate) する課題が含まれており、軍事装備品に関する改定はその 1 つであると強く批判している¹⁹⁾。軍事兵器はさまざまな資産を破壊することが主目的であることは周知のことであり、それを資本形成と考えることには賛同できないし、勧告を実施するためのデータが入手できるかどうかについても大いに疑義があると述べている。1968SNA から 1993SNA に大改定した際にも、多くの項目が実施不可能になったのであり、大多数の国が実施可能な改定でなければならないとコメントしている。さらに、改定に際しては、どのようなユーザーの要求があるのかを文書化して透明性のあるものにする必要があるとも指摘している。

勧告に反対する意見として、最後にベトナムのコメントを紹介しておきたい。ベトナムは、勧告に反対する理由を 4 つ挙げている。(1) 破壊的軍事兵器システムは戦争用に製造されており、戦争時にのみ使用できる財である。(2) 軍事支出は有形物を生産せず、本質的に付加価値を生みださない。(3) より大きな問題は、既存の兵器の減価償却によって GDP が増加するという影響がでるばかりでなく、特に大部分の兵器を輸入に頼る国では兵器購入によって純貯蓄が増加することになる。その上、戦争状態にある国では、生産減少、赤字予算、生活水準の低下などに見舞われるにもかかわらず GDP の成長が高まることになる。(4) 特に兵器に関する軍事支出は機密情報なので、統計局は勧告が求める情報を得ることは極めて困難である。このようなベトナムのコメントは、1953SNA 以降に悲惨な戦争を経験した国の率直な意見であろう。勧告に反対しているマレーシアもベトナムと同様に、軍事兵器システムの固定資本化は総固定資本形成を増加させるが、それに見合う生産能力の増加はないと指摘している。米英のような軍事大国、武器輸出国とは大きな認識の違いである。

¹⁹⁾ 本稿第 5 章、5-1 で取り上げた改定課題選択の 5 つの基準を指している。

6-3 モルトンらによるアンケート調査

国連統計委員会の決議にしたがって AEG が実施した各国からの意見聴取に対しては、以上のようなコメントが寄せられた。これと同時期にモルトンは、同僚のモイラン (Moylan, Carol)、カナダ統計局のウイルソン (Wilson, Karen) らと共同で、米商務省経済分析局として 1993SNA 改定に関するアンケート調査を独自に実施した。この調査は 2004 年 9 月までの回答期限のようであるが、モルトンとモイラーは調査の途中経過報告として 2004 年 8 月開催の国際所得国富研究学会で論文 (Moulton and Moylan, 2004) を報告した。この調査報告は極めて興味深い内容を含んでいるので、やや詳しく取り上げる。

調査項目は、3 部からなっている。第 1 部は、SNA ユーザーからの改定要求が高い課題としてモルトンらが選択した 20 項目に対する質問である。これらの質問には、モルトンがメンバーであるキャンベラ IIG の意向が強く反映されているように思われる。20 の課題は次のような 6 群に分類されている。(1) 非金融資産の測定、(2) 金融資産の測定、(3) 被用者報酬とその他の報酬、(4) 他の統計との統合/調整、(5) サテライト勘定、そして(6) データの質と適時性である。軍用兵器システムを固定資本に分類すべきというキャンベラ IIG 勧告とそれを承認した AEG 勧告に関する質問はグループ (1) に含まれている。これらの課題について、改定の重要度を「極めて重要 (very important)」から「重要でない (not important) までの 5 段階で順位付けすることを求めている。

質問の第 2 部は、第 1 群の 20 項目に限定することなく、回答者が改定の優先順位が最も高いと考える上位 3 位までの課題は何かを問うている。質問の第 3 部は、2 つの質問である。1 つは、SNA を改善するためには、その範囲を拡張することと、現行体系の測定を改善することのいずれが重要かという質問である。もう 1 つは、SNA 改定に際して、複数の改定を一度に実施する方法と、環境変化に応じて漸進的改定をおこなういずれが最善の戦略かを問うている。

アンケートは、1 国あたり 30 名を限度として、各国の中央銀行、政府機関、大学、研究機関等における SNA の専門的なユーザーに配賦したとされている。2004 年 8 月時点では回収率は決して高くなく、(表 5) のように 11 カ国の 61 名からの回答であった。モルトンらによれば、この調査は科学的調査ではなく標本数も少ないが、ユーザーのニーズを探る有益な第 1 歩であり、あくまでも暫定的な途中経過報告であるとしている。

アンケート結果は、モルトンらの期待に反するものであったと思われる。彼らは、第 1 部に挙げた 20 の改訂課題の重要度に関する回答結果を数量化するために、5 つの区分を 3 区分に要約して「非常に重要・重要」に 3 点、「中程度に重要・やや重要」に 2 点、「重要でない」に 1 点を付与した。そして、2.75 以上を高い優先順位、2.25 以下を低い優先順位と評価した。その結果、「課題 19、1 年以上にわたって防衛サービスの生産に使用される耐久性のある軍事兵器の購入支出を中間消費ではなく資本形成とする」という勧告に関しては 2.00 という結果であった。改定賛成のカナダとアメリカの北米 2 カ国からの回答数が突出して全体の半数を超えており、それによってかろうじて 2.00 という結果になったのでは

(表5) モルトンらによる 1993SNA 改定に関するアンケート調査結果

地域	回答者数
欧州： オーストリア，ベルギー，フィンランド， ノルウェー，スロバキア共和国	7
北米： カナダ，アメリカ	31
その他 ²⁰⁾ ： 韓国，マレーシア，南アフリカ， トリニダード・トバゴ	23
総計	61

出所：Moulton and Moylan, 2004, p.15.

ないかと思われる。破壊的兵器システムの固定資本化推進者のモルトンによる調査でも、専門家はこの課題の改訂については最低の重要度（the lowest importance）しか与えていないと彼自身が認めざるをえない結果であった²¹⁾。このような評価にもかかわらず、キャンベラ IIG 勧告とそれを追認した AEG 勧告は、2004 年 2 月の AEG 第 1 回会議ですでに承認されていたのである。

次に、1993SNA 改善の優先順位として上位 3 課題を自由に挙げるよう求めた第 2 の質問にたいする回答は以下のようであった。1. 現行 SNA の推計精度の改善、2. 物価情報の改善、3. 方法論とデータソースに関する情報開示の充実。また、質問の第 3 部に関しては、SNA を改善するためには、その範囲を拡張することよりも現行体系の測定精度を改善することが重要であり、多くの改訂を一度に実施するのではなく経済環境の変化に対応して漸進的改訂をおこなうべきであるという回答になった。いずれの回答にも、SNA ユーザーが 1993SNA に関して 44 課題を同時に改定するという ISWGNA や AEG の改定方法とはかなり異なる方法を望んでいたように思われる。

前節で分析した AEG による調査への回答者は中央銀行や国家統計局の公務員である。国家の軍事政策という政治的課題に対して、国家政策に反する回答を寄せることは困難なことであったと思う。それにもかかわらず勧告を発出した AEG 自体においてさえ勧告への賛成が有権者総数の 60%に過ぎなかった。AEG が 2004 年に実施した加盟国への調査では（表 2）に示したようにわずか 40% 弱の賛成である。（表 4）に示した 2004 年から 2006 年までの調査結果でも、改定賛成はかろうじて 50%である。さらに上述したように、破壊的兵器システムの固定資本化推進者のモルトンによる調査でも、専門家はこの課題の改訂

²⁰⁾ その他の国は、アフリカ、アジア、中南米、カリブ海諸国である。

²¹⁾ Moulton and Moylan (2004, pp.4-5)

については最低の重要度しか与えていなかったのである。

7. 軍事支出に関する 2008SNA 基準の正当化の論拠とその問題点

7-1 正当化の 3つの主張

本稿では、1953SNA から 2008SNA までの軍事支出をめぐる取り扱いの変遷を辿った。主目的は 1993SNA から 2008SNA への大きな改定がどのような経緯で、そしてどのような論拠でおこなわれたかを探求することであった。ここで、本稿の第 3 章と第 5 章で引用した両基準の一部を再度引用し対比しておきたい。

1993SNA (10.65)：ミサイル、ロケット、爆弾等の破壊兵器は実際に生産において繰り返しあるいは継続的に使用されないため、固定資産として取り扱うことはできない。破壊兵器は、耐久性はあるが使い捨ての財である。さらに、戦闘で生命や財産を破壊するためにそのような兵器を実際に使用することは、財・サービスの生産と解釈することはできない。

2008SNA (10.87)：高い破壊力を持つ弾道ミサイルなどの一部の使い捨て兵器は侵略者に対する抑止サービスを継続的に提供するので、それらの兵器は固定資産として分類するための一般的基準に合致している。

このように 1993SNA は、軍事兵器は破壊を目的としており経済的な生産過程への投入物ではなく、1年以上の耐久性があっても固定資産として取り扱うべきではないという考えを取っていた。ところが 2008SNA は、耐久性のある破壊的兵器システムは 1年以上にわたって継続的に抑止サービスを生産する経済活動に投入される経済財であり、その他の固定資産と同一の基準に則り固定資産に分類すべきであるとして、軍事兵器に関する思想をそれ以前の SNA から大転換させたのである。

本稿は、軍事兵器に関するこのような思考の大転換がおこなわれた経緯と、その根拠、そしてこの大転換に対する各国の専門家の見解をたどってきた。この大転換の発端は、1993年にアメリカ商務省が主催した経済統計改革研究会での検討結果を受けた全米研究評議会の勧告であろう。それ以来、モルトンを中心にしたアメリカ商務省がこの変更を一貫して主導してきたと思われる。特にキャンベラ IIG がこの基準改定に決定的な役割を果たした。しかし、同グループの勧告に対しては、SNA 改定の実質的な決定機関である AEG 内においてさえかなりの反対があった。

また、国連が加盟各国に求めた勧告に対するコメントや、キャンベラ IIG と AEG の両機関のメンバーであったモルトン自身が実施した同勧告についての各国の専門家に対する意

見聴取でも、軍事支出に関する 1993SNA 基準を改定する勧告への反対は突出して多かった。それにもかかわらず、国連統計委員会は、自らが加盟各国にその実施を勧告した 1993SNA 基準を次のように否定した。「1993SNA は、攻撃用兵器とその運搬手段を、それらの耐用年数に関わらず資本形成から除外している。この処置は、政府が軍用装備品を使用して提供する防衛は政府サービスではないということを意味する²²⁾。」こう批判してキャンベラ IIG 勧告を最終承認し、2008SNA 基準として加盟各国にその適用を勧告したのである。

2008SNA 基準を適用すると、公的資本形成に計上された軍事兵器システムの資本減耗額だけ GDP が増加する。2008SNA 導入への対応が終えた直後の 2010 年時点での兵器システムの資本化による GDP の押し効果は、オーストラリア、カナダ、ドイツが 0.1%、イギリス、フランスおよび EU28 カ国が平均で 0.2%、軍事大国のアメリカは 0.5%であったと推計されている²³⁾。わが国の場合は平均して 0.1%ほど増加するようである。これは金額としては小さな数字かもしれない。しかし、その数字を生み出す 2008SNA 基準が発するメッセージは、国連憲章に反して世界の軍備拡大競争を正当化し促進する内容であると危惧される。まさに、小さいが大きな影響を持つ数字である。

本章と次の第 8 章では、兵器システムに関する 1993SNA 基準の改定を先導した全米統計委員会からキャンベラ IIG 勧告、ヴァノーリに対するリンチとケラウェイの反論、そしてモルトンらの主張についての筆者の見解を述べることにしたい。本章では、2008 SNA 基準を正当化するために挙げられている論拠を（1）自律型致死兵器システムや民間軍事会社等の正当化の事例、（2）軍事活動は経済活動であるという主張、そして、（3）防衛サービスあるいは抑止サービスが存在するという主張の 3 つの範疇に分類して順次論評したい。

7-2 正当化のための事例

7-2-1 破壊的兵器システムのみが破壊的ではない

改定の先鞭をつけた 1993 年開催の全米統計委員会による「破壊的兵器への投資が賢明であるかどうか、道徳的であるかどうかについての個人的感情に関わらず技術的には国防サービスを提供している」という勧告は、逆にそれが単に技術的な問題ではなく道徳的な問題に関わることを否定しようとする主張ではないだろうか。全米統計委員会（CNSTAT）は全米研究評議会（NRC）の下部機関であり、NRC は全米科学・工学・医学アカデミー（National Academies of Sciences, Engineering, and Medicine : NASEM）の運営機関として多くの委員会を監督している機関である。先に示したように CNSTAT の勧告については NRC が責任機関であると明記している（Slater and David, 1998, p. ix）。このような全米屈

²²⁾ 1993 SNA Update Information - Military expenditures.

<https://unstats.un.org/unsd/sna1993/description.asp?ID=18>

²³⁾ 多田洋介(2015).

指の学術機関が、道徳的考慮を排除した勧告をすることは、科学に道徳は無用との立場なのであろうか。NRC のこのような見解は、本稿でたどってきた軍事支出に関するモルトン、キャンベラ IIG, リンチそしてケラウェイらの主張に一貫して流れているように思われる。

彼らは、第二次世界大戦後の 60 年間は多くの国は戦争状態にない平和な時代であったとして、平時に適合するよう軍事支出に関する SNA 基準を改定すべきであると勧告した。その根拠として、世界の軍事支出が世界の GDP の 2.5% に上っているが、蓄積された軍事兵器のわずか 1% しか実際に使用されていないことを挙げている。しかし、この間には主な戦争だけでも朝鮮戦争、ベトナム戦争、数次にわたる中東戦争、湾岸戦争を経験し、さらに世界各地での内戦や内紛など戦火が絶えなかった。ベトナム戦争ではナパーム弾や枯葉剤が大量に使用され、数百万人に上る死傷者に加えて甚大な環境破壊がおこなわれた。ヴァノーリが強調するように 1945 年以来、地球のどの地域も決して平和だとはいえない情勢である。先の 4-3 で取り上げたようにモルトンは、このような事実には一切触れずに 2001 年 9 月 11 日のニューヨーク世界貿易センターやペンタゴンに対するいわゆる 9.11 同時多発テロのみを取り上げ、それを契機として兵器の防衛サービス生産機能の重要性への意識が高まり、兵器を資産と認識しない SNA に対するエコノミストの批判が高まったことを改定の理由に挙げている。極めて偏った自国中心の歴史認識に基づく 1993SNA 批判といわざるをえない。

さらに、破壊的兵器システムの資産性を正当化する根拠として挙げている例示には、あたかも戦争をリセット可能なコンピュータゲームのように軽んじ、戦争被害者を冒涇するものとさえ思えるものがある。すなわち、食肉生産のための屠殺設備や環境破壊をして建設される構築物との類似性の強調。公害を排出する施設は兵器同様に破壊活動であるにもかかわらず生産的な固定資産に分類されているのではないかという主張。破壊的兵器システムを固定資本に分類することによって、戦時には戦勝国の GDP よりも敗戦国の GDP の方がより多く増加するが、それはあたかも欠陥建造物が短期間に倒壊して資本減耗が増加するようなものであるという主張。さらには、兵器が生み出す抑止サービスという資本サービス収益率は戦時と平時で異なるが、それはあたかも貸別荘の資本収益率が季節によって異なることと同様であるという主張。このような主張によって破壊的兵器システムの固定資本化を正当化することは軍事大国・戦勝国が被災国を冷笑するに等しい論理であろう。また、兵器の資本収益率という主張は、核兵器がもたらす将来収益の現在価値を測定すべきであるとか、そのような収益率の計算に基づいて核兵器を生産すべきであると勧告するのであろうか。核兵器のように破壊力が高い兵器こそが資本収益率が高く経済効率の高い抑止サービス生産兵器であると主張するのであろうか。

7-2-2 自律型致死兵器システム

さらに、モルトンやキャンベラ IIG は、高精度の兵器は抑止サービスの生産関係において兵士の代替物として重要な投入物であるとして、それらの開発が兵士の人命尊重と抑止

サービスの生産に大きく貢献するとの期待を表明している。これは人命尊重の主張のように聞こえるがそうではない。これは殺人ロボット (killer robots) や AI 兵器 (AI weapons), あるいは自立型致死兵器システム (lethal autonomous weapons systems: LAWS) の開発と使用を肯定し促進する主張である。LAWS の定義は国際的にまだ定まっていないようである。だが、それは国連憲章をはじめとする国際法、国際人道法、国際人権法そして倫理と道徳の面において深刻な問題を引き起こす兵器であることが懸念されている。

LAWS に対する規制は、ロボット技術の軍事利用を懸念した市民社会からの要請によって 2010 年頃から論議が始まった²⁴⁾。2017 年に特定通常兵器使用禁止制限条約 (Convention on the Restriction of the Use of Certain Conventional Weapons : CCW) の枠組みの中で LAWS に関する政府専門家会合 (Group of Government Experts Meeting: GGE) が発足し、毎年会合が開催されている。

国連における最近の動向としては、2023 年 12 月 22 日の国連総会で LAWS に関する決議 (A/RES/78/241) が採択された²⁵⁾。この決議では、「自律型致死兵器システムが世界の安全と地域および国際社会の安定に与えるであろう悪影響、特に新たな軍拡競争の危険性を高め、紛争への閾値の低下を招き、また非国家主体に拡散することを懸念 (UN, 2023, p.1)」して、グテーレス事務総長に対して次のような要請をおこなった。すなわち、LAWS がもたらす課題と懸念について、人道、国際法、安全保障、技術および倫理の観点から検討すべき課題や懸念への対処方法および武力行使における人間の役割について、加盟国、オブザーバー参加国、地域的および国際的組織、赤十字国際委員会、民間社会、学界、産業界から意見を徴すること。寄せられた意見を踏まえた事務総長の見解と、すべての意見を添付した報告書を第 79 回総会に提出すること。同総会では「自律型致死兵器システム」と明記した議題を掲げること (UN, 2023, p. 2)。

この決議に基づいて事務総長は、2024 年 7 月開催の第 79 回総会に 179 頁の「自律型致死兵器システム：事務総長報告 (UN, 2024)」を提出した。国連の要請に基づいて日本が 2024 年 5 月に提出した文書は、この報告書の 65 - 67 頁に掲載されている。日本政府は、「我が国は、・・・人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器システムは、容認できない結果をもたらす可能性のある兵器システムであり、その開発、使用は国際的にも認められるべきではないと考える。・・・我が国は、兵器システムは人間による責任ある指揮命令系統の下で運用し、責任の所在を明らかにすること、機械の行動に人間が責任を負える体制を確保することが求められていることを認識する」と述べて、「我が国は、・・・人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器システムを開発する意図

²⁴⁾ LAWS に関する法的・倫理的側面からの規制に関する国際的動向については、赤十字国際委員会 (2020, 5 頁), 新保 (2020), 外務省 (2024a), 寺林 (2024) などを参照した,

²⁵⁾ United Nations (2023).

はない旨、表明している²⁶⁾」との見解を提出した。

グテーレス事務総長は各国、各機関、各組織から提出された意見を検討し、事務総長見解として概要、次のように表明している。多数の国、機関および組織から寄せられた意見によれば、自律型致死兵器システムは、人道、人権、法律、安全保障、技術そして倫理の観点から、深刻な悪影響をもたらすことが広く懸念されている。さらに、これらの自律型致死兵器システムは、戦争の形態を根本的に変化させ、現在の法体系を弱体化し無力化しかねないことも広く懸念されている。それゆえ私は、兵器の使用に対して人間によるコントロールを維持するよう緊急に行動する必要があることを再び強調したい。機械自身が人命を奪う権力と決定権を持つことは政治的に容認できず、道徳に反することであり、国際法によって禁止すべきである。機械が人間を自律的に標的にすることは、越えてはならない道徳上の一線である (UN, 2024, p.18)。

全米研究評議会 (NRC) の勧告以来、兵器システムは民間の生産財と同様に長期にわたって存在する財であり固定資産に分類することが当然である、このことは技術的な問題であり倫理や道徳とは無関係であるという考え方が、軍事費に関する 1993SNA 改定論に共通した思考様式となった。しかし、殺傷と破壊を目的とする軍事活動や破壊的兵器システムに関わる問題を、技術的・形式的課題に矮小してはならないであろう。改定論者がその2大論拠の1つとした IPSAS との調和化も、デンマークが指摘するように改定の論拠になりえないことは明らかである。軍事支出に関する 2008SNA 基準を勧告した国連は、改定作業をおこなっていた当時には自律型致死兵器システムへの懸念を感じておらず、キャンベラ IIG 勧告が内包する危険性を見過ごしたのであるだろうか。

7-2-3 民間軍事会社との類推による正当化

軍事支出の固定資本化への基準改定の論拠に関してもう一つ指摘しておきたい大きな問題点は、破壊的兵器システムを固定資産とすべきとする根拠に、民間軍事会社 (private military company: PMC) が所有する武器との類似性を強調している点である。民間軍事会社の兵器は固定資産として処理されており、軍が所有する類似の兵器を同様の扱いにしないことは一貫性に欠けるという主張である。キャンベラ IIG、モルトン、そして、とりわけリンチは民間軍事会社の事例を強調している。加えてケラウェイは、リンチがヴァノーリへの反論にあたって民間軍事会社の事例を取り上げたことは見事な反論であると称賛したことは既述のとおりである。しかし、このような論拠付けは妥当であろうか。

民間軍事会社は、2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻に際して正規軍を凌駕する活動を展開し、その後に反乱を起こしたワグネルによってわが国でもその存在が一躍注目されることになった。菅原 (2024, 10頁, 42頁, 50頁) によれば、民間軍事会社の従業員は基本的に軍の特殊部隊や情報機関の退役兵である。特に英国系石油メジャーが世界中の治

²⁶⁾ 報告書の日本文は外務省 (2024b) より引用した。

安が悪化した国でビジネスを展開するために、元英国軍人たちが設立した PMC を「私兵」的な存在として育てていったため、英国系の PMC が業界全体をリードしそのビジネス・モデルの開発に主導的な役割を果たした。ケラウエイが PMC を誇るのは、このような背景を持つ国柄だからなのだろうか。

また菅原（2024, 76-77 頁）によれば、PMC はアフリカをはじめ世界各地での内戦でその存在感を高め、ベトナム戦争を契機として業務を拡大してきた。とりわけ 2001 年の 9.11 同時多発テロ以降は、対テロ戦争とイラク戦争をとおして「PMC バブル」と言われるほど爆発的に需要が増大し業界が急成長した。その結果、依頼人に対する PMC の功とともに、たとえば違法な鉱山開発や資源取引での資金獲得、密輸やマネーロンダリング等の国際犯罪にも手を染めるようになり、国際人道法や国際人権法違反などの犯罪面もかつてないほど明確に浮き彫りにされることになった（菅原, 2024, 219 頁）。「戦争サービス業」の PMC は、平和な社会では活動の場がなく、紛争やテロ、戦争などがある世界が活動の場である。菅原（2024, 220 頁）は、「今後の世界においては、生成 AI, ディープフェイク, 自律型ドローンのような、軍隊以外のアクターが容易に入手可能で兵器転用も可能な技術が、ワグネル以上に危険な民間軍事会社を生む恐れがあるのではないか、と思わざるを得ない」と懸念している。LAWS のような先端兵器を PMC が利用する危険性は極めて高いと危惧されている。

民間軍事会社に関しては、国際的に確立された定義もそれを規制する法律もなく、その任務や役割を規定するのは、それらを雇用する政府機関との契約書だけである（菅原, 2024, 20 頁）。このような状況のなか、スイス政府と赤十字国際委員会との主導により、PMC と関係がある国やその活動の影響を最も受けた国々の代表者が参加してスイスのモントルーにおいて、2006 年 1 月以降 5 回の会議を開催し、2008 年 9 月に英米独仏中、アフガニスタン、シエラレオネ、南アフリカなどの 17 カ国によって「モントルー文書（THE MONTREUX DOCUMENT）²⁷⁾」が採択された。この文書は採択国に対する法的拘束力をもつ条約ではなく、また、PMC を武力紛争において使用することの合法性や妥当性を論じることや、その設立や活動を禁止あるいは制限することを目的としてはいない。PMC が武力紛争に参加している状況下において、関係国がそれらに対して国際人道法と国際人権法の遵守を促すために取るべき国内法の整備などの環境整備をおこなうための「望ましい施策（good practices）」を「指針（guidance）」として示したものである。

モントルー文書は、48 頁の 2 部構成となっている。第 1 部では、PMC に関わりを持つ

²⁷⁾ Swiss & ICRC (2008). 正式名称は次のようである。Montreux Document on Pertinent International Legal Obligations and Good Practices for States related to Operations of Private Military and Security Companies during Armed Conflict 「武力紛争下における民間軍事警備会社の活動に関わりを有する国家の国際法上の義務および適切な行動に関するモントルー文書」

国々を、その国籍所在国である「拠点所在国 (Home States)」, それに活動を依頼した国である「契約国 (Contracting States)」, および, PMC が実際に軍事活動を展開している国である「活動地域国 (Territorial States)」の3つに分類している。そして国際人道法と国際人権法の順守を求める人道的観点から, これら3種の関係国がそれぞれに取るべき法的責任を整理している。

一例をあげれば, 拠点所在国については, PMC が国際人道法を尊重することを保証する義務があり, そのためにはジュネーブ条約および国際人道法の他の関連規範の文書をPMC およびその従業員に広く普及させ, 会社と従業員による国際人道法の違反を奨励したり助長したりせず, 違反を防止するために適切な行政的または司法的制裁を含む適切な措置を講じることを求めている。

活動地域国については, 自国の領土で活動している PMC が国際人道法を尊重することを保障する義務があり, そのために特にジュネーブ条約およびその他の関連する国際人道法の規範を PMC とその従業員にできるだけ広く普及させ, 国際人道法の違反を抑制するために, 軍の規則, 行政命令およびその他の適切な行政的, 司法的制裁などの手段を講じることを規定している。

契約国については, 特定の軍事活動をおこなうために PMC と契約した場合, 国際法の下での義務を有しており, PMC が占領した地域での公共の秩序と安全を回復するためにその権限内で可能な限り国際人道法および人権法違反を防ぐために警戒をおこなうことが求められている。このように, 関係各国のいずれもが戦争状況下で PMC が活動する場合について, 国際人道法と人権法を遵守させるための制度整備をおこなうことを求めているのである。

第2部では, 第1部で挙げた義務を果たすために関連各国が取るべき総計73項目の「望ましい方策」が列挙されている。例えば, 拠点所在国については, PMC が提供するサービスの決定, 認可制度の確立, 承認手続き, 認可付与基準と条件, 法令順守の監視と説明責任の確保といった項目について, どのような制度整備をおこなう必要があるかについての指針を示している。モントルー文書は, これらの「望ましい方策」を関係国が整備することによって, 国際的に統一した手法で PMC の活動を監視し国際人道法と人権法を順守できるようコントロールできる枠組みを形成しようとしている。

民間軍事会社 (PMC) に国際人道法と人権法を順守させようとするモントルー文書のような試みがなされているが, その実効性はどうか。PMC を合法化している拠点所在国でさえ, どれだけ正確にその実態を把握できているだろうか。PMC は巨大な多国籍企業化しており, 中には租税回避のためにバハマやケイマン諸島に本社を登記する会社もある²⁸⁾。既述したように PMC は退役軍人の受け皿になっており, それを規制する法律は

²⁸⁾ 民間軍事会社の実態や, モントルー文書の概要とその課題については, 小野 (2009, 2010) を参照。

存在せず、その活動を規定するのは契約国との契約書だけであるといわれている。このような状況に置いて、PMCに関連するいずれの国についても責任の所在が明確ではなく、紛争や戦時にモンロー文書が要求するような good practices を PMC に課すことが可能なのだろうか。

ロシアはモンロー文書参加国ではないが、PMCは非合法であるといわれている。それにもかかわらずワグネルは軍と複雑な関係を持ちながら戦闘行為を実践し、最後には国家がコントロール不可能な事態に陥った²⁹⁾。菅原が危惧するように、PMCがLAWSのような先端的無人兵器さらには核兵器を所有することになれば、どの国も制御不可能な巨大軍事組織が跋扈することになるのではないか。PMCは平時では仕事がないのである。紛争やテロ、戦争などがあって初めて彼らの仕事場が生まれる。

キャンベラ IIG 勧告やそれを主導したモルトン、リンチ、ケラウエイらは、PMCを根拠にして破壊的兵器システムの固定資本化を正当化した。国連統計委員会もそれを承認し軍事支出に関する2008SNA基準を勧告した。しかし、上記のような民間軍事会社が企業会計基準に則って決算をおこない財務諸表を作成し、武器を固定資本として資産計上しているのであろうか。たとえそのようなPMCがあったとしても、PMCは平和が続く時代には存続し得ない組織であり、非合法としている国が多い。モルトンらは、ベトナム戦争をはじめとする戦後の多くの戦争には一切言及することなく、第二次世界大戦以降の60年間は大きな戦争がなく平和な時代であると主張して、平時を前提にしたというSNA基準の勧告を主導した。平時を主張する一方で、勧告を正当化する論拠に9.11同時多発テロ事件や、平時では存在意義を失う民間軍事会社の存在を挙げている。

本節で論じてきたように、兵器システムに関する2008SNA基準を正当化するために取り挙げている賭殺や貸別荘などの「たとえ」にしても、自律型致死兵器システムや民間軍事会社の事例にしても、その論拠と論法は非論理的であるばかりでなく、戦争の悲惨さを軽んじる軍事大国の主張そのものを強引に押し通した勧告ではないだろうか。これが英米の中央統計局の専門家の主張であり、国連統計委員会が承認した論拠である。

7-3 軍事活動は経済活動か

次に、第2の問題として指摘した、軍事活動は抑止サービスを生産する経済活動であるという主張を検討しよう。そのために、すでに取り上げてきた全米研究評議会の勧告以降、キャンベラ IIG 勧告に至るこの主張に関わる主な論拠を列挙すれば次のようである。

- (1) 破壊的兵器システムは、価値貯蔵として機能しており各国間で販売や移転取引される経済的価値を有する資産である。
- (2) 軽兵器や装甲車を、警察や民間軍事会社が使用する場合には生産的な固定資産と

²⁹⁾ ロシアにおけるワグネルなどのPMCの活動については小野(2022)や菅原(2024)の特に第4章が詳しい。

し、軍が使用する場合には中間投入としており、論理的に矛盾している。

- (3) 政府における軍事意思決定者の立場に立つ軍事活動の経済モデルによれば、破壊的兵器システムは専ら戦争で敵を破壊するように特別に設計されているが、抑止サービスの生産という経済活動に投入されて自国民に経済的便益を提供する経済財であり固定資産に分類すべきである。
- (4) 軍事活動の経済モデルは、平時における破壊的兵器システムとそれ以外の固定資産との類似性を強調している。
- (5) 適切な経済理論は、1年以上にわたって継続的に使用されている軍用品はすべて固定資産とするべきであると強調している。
- (6) 著名な経済学者たちが、破壊的兵器システムを固定資産に計上しないことは政府の貯蓄・投資を過小評価することになり、経済成長と生産性分析に対するSNAの有用性を損なっていると批判している。

(1)に関しては、ヴァノーリが指摘するように、兵器の販売や転売は「政府が兵器を購入する第一の目的では決してない (Vanoli, 2006, p.25)」はずである。(1)を強調することは、軍事大国による兵器輸出を是認し兵器の拡散を国連自身が認めることになる。(2)については、同じバターであっても家計が購入すれば最終消費、ケーキを製造する企業が購入すれば中間消費となるので、何ら矛盾はない。(3)と(4)は、キャンベラ IIG 勧告が、市民の視点ではなく政府の軍事関係者や軍事経済学の視点に立脚していることを示している。とりわけ敵味方に関わらず戦争の被害者にとって、破壊的兵器システムは国民に経済的利益をもたらす防衛サービスを生産する価値ある経済財であり、国富を構成する固定資本であるという主張に賛同できるであろうか。(5)は、これまたヴァノーリが批判するように、財の使用目的ではなく財の種類 (type) を基準にして耐久財はすべて固定資本であるという文字通り財の外形的、形式的な特徴を強調したものであり、基礎にある論拠を伏せて企業会計基準を都合よく適用したと言える。

(1)から(5)まではいずれも兵器システムとそれ以外の固定資産との類似性を強調している。その一方でキャンベラ IIG (UNSD, 2004b) は「兵器システムはそれ以外の固定資産とは多くの点で異なっていることを強調しておきたい (para.17)」として「SNA データの多くの利用者は、軍事用総固定資本形成と、その他の非軍事用総資本形成とを区分して表示するよう求めているため、資産分類は防衛装備品という項目を追加するよう改定することを勧告する (para.28)」としている。兵器と非軍事用の民間設備投資との類似性を強調する一方で、多くの異質性があるために両者を区分表示すべきであると勧告している。さらに、(3)のように、抑止サービスを生産し自国民に経済的便益を提供するとしている半面、「GDP は生産の尺度として設計されており、経済的福祉の測定に含めることは適切でないような支出を含んでいることはしばしば指摘されているとおりである (para.17)」と述べている。類似性を強調する一方で異質性を強調し、国民に経済的利益をもたらすと強調する

一方で破壊的兵器システムは抑止サービスを生産するがそれは経済的福祉には貢献しないと注意を喚起している。これらは矛盾ではないのであろうか。

このような矛盾は(5)にもみられる。キャンベラ IIG 勧告は、著名な経済学者の要求と指摘に基づいた勧告であることを強調している。しかし、それらの著名な経済学者は、破壊的兵器システムがもたらす悲惨な結果を考慮しているのだろうか。また、データの信頼性が疑問視されているにもかかわらず、兵器システムを固定資本に加えることが経済成長と生産性分析の精度向上に有効であると考えているのだろうか。そのような分析に基づく政策が、市民生活の向上に資するのだろうか。経済学は目的には関与せず、手段の合理的選択にのみ関わるのであろうか。何のための、誰のための経済分析であり経済成長なのだろうか。

本稿第6章第2節で取り上げた AEG 勧告に対する各国からの回答は、勧告に反対する国はもちろんのこと、勧告に賛成する国や検討を継続すべきとする国々でも、軍事活動は付加価値を生み出す経済活動であるとみなす上記の(1)から(6)のような主張には疑問を投げかけている。特に、戦争や内戦に苦しめられてきたいわゆる開発途上国のベトナムやボツワナのような国々、そして武器輸入国にその意識が強い。軍事活動を経済的生産活動ととらえ、破壊的兵器システムを販売可能な価値ある経済財であるとの主張は、経済大国・軍事大国であり武器輸出国の主張であるといえよう。

ここで「大砲かバターか (Guns or Butter)」という経済学における資源配分に関するおなじみの比喻を取り挙げよう。この比喻が示すように、大砲の生産に資源を振り向ければ消費者財であるバターの生産は減少する。戦時経済で大砲の生産に資源を割けば民間の消費と投資は縮小し生活水準が低下することは明らかである。貯蓄・投資は増加しているにもかかわらず人々は物資不足とインフレに苦しむことになる。この比喻は、大砲は製造される過程においては雇用と所得の増加に寄与するが、生産された瞬間に経済循環から脱落し次の生産過程には貢献しないことを物語っている。生産された兵器が使用されたときには、交戦国のいずれにおいても大量殺戮・大量破壊のみで経済的利益は生じない。経済原則とは無関係であることは明らかである。マレーシアも、兵器システムの蓄積は生産能力を増加させないと指摘している。そればかりではなく、チリ中央銀行が指摘するように、蓄積された兵器は価値貯蔵どころかその維持管理に多額の資源を配分し続けなければならないのである。

ヴァノーリは、戦時ではなく平時を想定したキャンベラ IIG 勧告に対して、軍事活動の本質は戦時を基本にして分析すべきであると批判した。これに対してリンチは、本稿6-1-2で取り挙げたように、勧告は第二次世界大戦後の60年間に軍事装備品のわずか1%未満しか使用されていないという現実を踏まえて平時を前提にしたと反論した。このことは、大量に生産された兵器システムは、そのわずか1%未満しか使用されなくても過剰設備となって投資収益率を低下させることはなく、兵器はどれだけ生産されても民間設備のような過剰ストックにはならないことを示している。投下資本のわずか1%未満しか利用されな

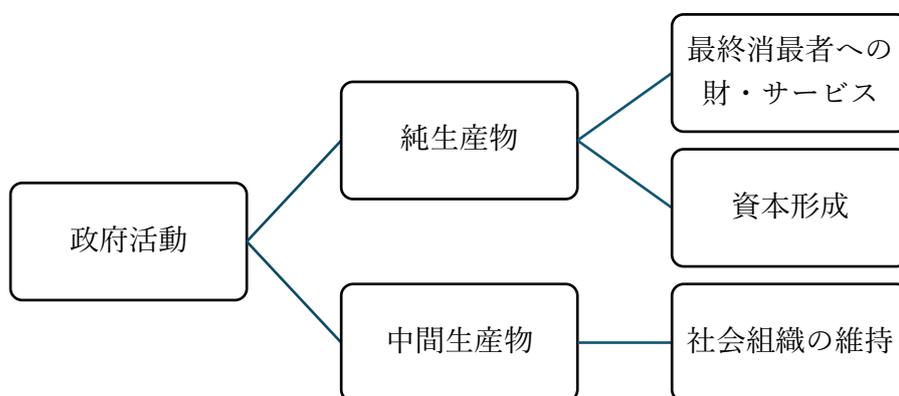
い投資を民間投資と同類の資本と言えるだろうか。

ヴァノーリ (Vanoli, 2004, p.5, 2006, pp.26-27) は、政府による軍事装備品の調達市場原理に基づくのではなく政治的判断によっておこなわれるのであり、経済学の資本理論は適用できず、兵器システムを民間投資と同様な投資とみなすことはマクロ経済学の貯蓄・投資概念を不適切なものにすると批判している。前述したように、戦時ばかりでなく平時における軍事活動も市場原理に基づいておこなわれるものではなく、その意味で経済的生産過程とみなすことはできないであろう。

本稿第2章でクズネッツの1951年の論文「政府の生産物と国民所得」を取り上げ、彼の福祉アプローチによる政府の純生産物の定義を検討した。この論文でクズネッツは、国民所得概念における戦争と兵器の扱いを論じているので、ここで政府の資本形成に関するクズネッツの見解を検討しよう。第2章の(図1)に示したように、クズネッツの定義によれば、政府支出のかなり限定された部分のみが政府の純生産物を構成することになる。すでにみたように、政府活動の内、経済規制などの立法、司法、治安維持とともに、軍事活動は個人や企業が生産活動をおこなうための基盤となる社会組織を維持するための費用であり最終消費者へのサービス提供ではないとして中間生産物に分類されている。

そのように定義された政府の純生産物を図示したものが(図2)である。政府の純生産物は、最終消費者への財・サービスの提供と資本形成とに分類される。彼によれば政府の資本形成は民間部門と同様に、市場のルールに従って国内の経済生産過程で生産され、最終消費者の欲求を満たす最終財の生産に貢献する実物資本財と、海外純債権のストックのみを含むのである。国内の無形資産のストック変動は、その効果が実物財の生産に反映されているので前者を純生産物に含めることは二重計算になるとして資本形成から除外している。

(図2) クズネッツによる政府生産物の分類



出所：小口作成

クズネッツは、純生産物を、市場原理に従って国内の経済生産過程で生産され最終消費者の欲求を満たす財と定義している。この定義により、戦争は民間市場のルールを厳密に考慮することなく資源を使用するために経済活動ではないとして、軍事活動を純生産物ではなく中間生産物に分類している。すなわち「国際関係における何らかの不幸な展開によって、戦争が経済的利益を確保するための重要な常態として生じる過程になることがない限り（その場合に社会は、国民所得測定の理論全体に影響を与えるような劇的な変化を余儀なくされるであろう）、戦争を経済活動の領域から除外するとともに、戦争がもたらした資本ストックの変動を政府の資本形成、政府の最終生産物、そして当該国の国民所得からも除外することが最善であろう（Kuznets, 1951, p.200).」ここでいう戦争がもたらした資本ストックの変動とは、戦利品として獲得した土地や設備などの有形財と賠償金などの債権を指している。クズネッツは、経済活動の純産出物を測定するためには、国内における経済活動ではない戦争から生じる資本ストックの変動と、平時の経済的生産プロセスから生じる資本ストックの変動とを合算することは有用ではなく、経済的生産過程以外の要因による資本ストックの変動は除外すべきであるとして戦利品を政府の資本形成から除外している。

他方、クズネッツは、政府の軍事支出を中間生産物に分類するが国内で製造された兵器の期末残高は政府の資本形成に含めるべきであるとしている。すなわち「政府の資本が中間生産物（例えば、兵器）を生産するためだけに設計されている場合でも、その資本財の変動は含めるべきである。なぜなら、そうしたストックへの追加は将来の活動、すなわち、将来の消費財の生産に必要な不可欠な社会組織を維持し、あるいは拡張するために必要となるコストを削減するからである。兵器ストックの変動を政府の最終生産物に含めることと、軍事サービスを提供する政府活動をその最終生産物から除外することにはなんら矛盾はない（Kuznets, 1951, pp.197-198).」このようにクズネッツは、当該期間中の政府の軍事支出は社会組織維持のための費用であるとして政府の中間生産物とする一方、その軍事支出で調達した期末の兵器ストックは政府の資本形成であるとの論理を展開している。

戦争は経済活動ではないとするクズネッツの見解は、戦時であっても兵器は国民に防衛サービスを提供する経済的生産過程に投入される経済財であるとするキャンベラ IIG 勧告とは戦争観は異なるが、兵器システムを政府の資本形成に分類する点では共通している。しかしこのクズネッツの論理は、軍事活動は個人や企業が生産活動をおこなうための基盤となる社会組織を維持するための費用であり最終消費者へのサービス提供ではないとして中間生産物に分類しながら、兵器ストックへの追加は将来の消費財の生産に必要な不可欠な社会組織を維持・拡張するために必要となるコストを削減するからという理由で資本形成に含めるべきであるとしている。両者ともに社会組織の維持活動であるとしているにもかかわらず、軍事活動自体を中間生産物に分類し、他方では兵器の期末ストックを資本形成とすべきであるとしている。この論理が矛盾していることは明らかである。

軍事費に関する 1993SNA 改定を求める全米研究評議会の勧告、そしてそれに沿ったモル

トンやキャンベラ IIG 勧告は、膨れ上がる一方の軍事費と膨大に蓄積された破壊的兵器システムを維持更新するための正当性を論拠づけようとする理屈のように思われる。そのための鍵概念が「抑止サービス」や「防衛サービス」であろう。抑止サービスあるいは防衛サービスを政府が提供すべき重要なサービス生産と位置づけ、生産であるからには経済的生産活動でなければならない。経済的生産であるためには兵器システムを経済財と位置付けることが必要になる。こうして膨大に蓄積された兵器類は平時においても抑止サービスあるいは防衛サービスを継続的に生産する経済財であり、固定資本としての資格を有するという論理が展開される。

しかし、抑止サービスあるいは防衛サービスとは何であろうか。次にこの問題を検討する。

7-4 破壊的兵器システムは抑止サービスを生産するか

本章で要約したように、軍事支出と兵器システムに関する 1993SNA 基準改定論の鍵概念は「抑止サービス」あるいは「防衛サービス」の生産である。改定論者は、自律型致死兵器システム (LAWS) に期待し、民間軍事会社 (PMC) との類推を強調し、さらには軍事大国的な視点からのさまざまな例を挙げ、破壊的兵器システムの固定資本化を正当化する論拠としている。それらの議論は、破壊的兵器システムが「抑止サービス」あるいは「防衛サービス」を生産するという 1 点を主張するために構成されている。

すでに取り上げたように、全米統計委員会 (CONSTAT) は「兵器は技術的には国防サービスを提供していると考えべきである (Slater and David, eds., 1998, p.19)」と表明した。それを受けてアメリカ商務省は、軍事装備品は「国防生産に使用されていると考えられる (Parker and Triplett, 1995, p.39)」として同国の国民所得会計を改定した。さらにキャンベラ IIG と AEG のメンバーであったモルトン (Moulton, 2004, p.271) は「現代的な軍事力で使用されている戦艦、戦闘機、爆撃機、戦車等々の破壊的兵器や軍事装備品は・・・防衛サービスの生産に繰り返し使用されている」と主張している。キャンベラ IIG 勧告 (UNSD, 2004b) は 11 頁、37 パラグラフから構成されているが、「防衛 (defence)」という用語が単独に加えて、defence services, defence forces, defence actions, defence equipment などと計 29 回使用され、そのほかに「抑止 (deterrence)」という表現が計 4 回使用されている。その中の一例をあげれば (UNSD, 2004b, para.5)、「兵器システムが防衛サービスの生産に果たしている貢献が極めて重要であることは明らかである」としている。キャンベラ IIG のメンバーであったリンチは、ヴァノーリに対する反論の中で「軍事装備品はたとえ抑止に失敗したとしても抑止力として機能している (Lynch, 2004, p.4)」と主張し、さらに「ヴァノーリとは反対にキャンベラ IIG は、兵器は主として平時における抑止力として機能しているという見解をとっている」と強調している。このように、1993SNA の改定論者はいずれも、平時における「抑止サービス」や「防衛サービス」の生産を破壊的兵器システム固定資産化の根拠にしている。

しかし、兵器システムは本当に防衛サービスあるいは抑止サービスを生産するのだろうか。防衛サービスあるいは抑止サービスとは何だろうか、それはありえるのだろうか。これが軍事支出に関する 1993SNA 改定論とその結果である 2008SNA 基準が内包する根本問題である。キャンベラ IIG 勧告によれば、防衛サービスあるいは抑止サービスとは、破壊的兵器システムの武力による暗黙の威嚇によって、敵国からの侵略や攻撃から自国民とその財産を守り、あるいは、侵略行為を断念させることによって自国民に実質的な経済的便益を提供するサービスである。この見解は、政府の軍事意思決定者および軍事経済学の視点に基づくものであると表明している³⁰⁾。

このようなキャンベラ IIG 勧告に対してヴァノーリは、その主張にもかかわらず平時における抑止サービスあるいは防衛サービスの生産とは何かについて具体的に分析をしているとは思えないと批判している。賭殺、自律型致死兵器システム、民間軍事会社等々の不適切な例示やそれらとの対比、さらには、戦時と平時の抑止サービスは貸別荘の資本収益率と同様に定義し測定できると主張するケラウエイのような論理は、破壊的兵器システムが防衛サービスあるいは抑止サービスを生産するという主張を正当化するに足る根拠になるであろうか。

勧告の根幹をなす概念について十分な検討をすることなしに概念のみを多用していることに対しては、ヴァノーリ (Vanoli, 2004, p.2) の次のような懸念と批判は極めて重要である。すなわち「戦争中には「戦争局」、「戦争省」、「戦争庁」などの表現が一般的にもちいられていたが、それ以外の 19 世紀から 20 世紀初頭にかけては「陸軍省」やそれに類するさまざまな名称が最も頻繁に使われていた。20 世紀後半になると「防衛省」、「国防省」など防衛という用語をもちいた名称が主流となった。現在では誰もが「防衛サービス」という用語を使用しており、「侵略省」や「侵略サービス」などという名称を目にすることはない。このような言葉使いの変化は、真の平和を願う意図を反映していることもあれば、まったくの偽善 (pure hypocrisy) を意味することもあり、正反対の意味を表している可能性がある。」このヴァノーリの最後の一文には、次のような現状認識と危機意識が込められているように思える。すなわち、防衛省や国防省、国防サービスや抑止サービスなどといったいかにも攻撃的ではないかのような名称が使われるようになってきているが、それが本当に平和を願っての名称変更である場合があるかもしれないが、現実に行進している軍備状況を見ればむしろ侵略や攻撃という真の意図を覆い隠すための名称変更にすぎない場合もあるという危機意識である。

本章 7-3 で取り上げたように、クズネッツは政府の軍事支出を中間生産物に分類する一方で、国内で製造された兵器の期末残高を政府の資本形成に含めているが、彼はこの論理に何ら矛盾はないとしている。さらに彼は、このような見解に対して当然に想定される反論に対して次のように述べている。「武器への追加を政府の資本形成に含めることに対する

³⁰⁾ UNSD (2004b), paras. 5, 10, 14, 37 など。

より重要な反対意見は、それが実際には国が世界における地位を維持または拡張する能力の増加にはならない、なぜなら自国における武器の蓄積は当然に仮想敵国の武器の増加によって相殺されるからであるという主張である。この議論は、ある国の兵器の増加とその仮想敵国における兵器の増加との間には必然的な関連があるとすれば反論できない (Kuznets, 1951, p.198).」すなわち、抑止の名目で軍備拡張をすることは他国にも同様のインセンティブを与えることは否定できないことを認めている。

ところがクズネッツは、次のように続ける。「しかし、現在の世界秩序を考えると、兵器の増加が戦争を引き起こすのではなく防ぐという多くの状況があるとも主張できる。この状況は決定的とはいえないが、そのような状況があるとすれば、兵器ストックへの追加を、当期の兵器生産が当該国の国際的な地位を維持するための将来コストを減少させることによって将来の福祉に貢献している証拠として認めることが最善かもしれない (Kuznets, 1951, p.198).」2度の世界大戦を経験し、また、1945年から、ここで取り上げている1951年の論文をクズネッツが執筆していた5年ほどの間だけでも多くの戦争を経験したにもかかわらず、兵器の増加が戦争を防ぐという多くの状況があると仮定するのだろうか。

上記のようなクズネッツの主張は、キャンベラ IIG 勧告と同様に、戦時や平時における抑止サービスとは何かについて分析した結果ではなく、単に兵器生産と兵器の在庫増加を正当化するための理屈であろう。彼自身、兵器の蓄積は必然的に軍拡競争を招くという主張には反論の余地がないことを認めている。それにもかかわらず、武力の蓄積による威嚇によって当該国の国際的地位を維持するための将来コストを削減して自国民の福祉に貢献すると主張することは、経済大国、軍事大国の主張ではないだろうか。自律型致死兵器システムや核兵器の蓄積がどのような将来コストを削減し、国民にどのような福祉をもたらすのであろうか。それらの兵器が将来、自国民に高い資本収益率をもたらす効率的な経済財であると考えているのであろうか。将来コストや将来の福祉という概念に依存した議論は、戦争の惨禍を軽んじてすべての結論を先送りしている議論である。

8 軍縮と軍拡：国連の矛盾

8-1 軍縮アジェンダ

1993SNA から 2008SNA への改定は 44 項目について実施され、軍事支出と破壊的兵器システムに関する基準改定はそのうちの1つであった。改定された2008SNA 基準自体は極めて短文の内に、破壊的兵器システムが1会計期間を越えて継続して侵略者に対する抑止サービスを提供するので、固定資産の一般的基準に適合していると述べているだけである。この文言だけを読めば企業会計基準と矛盾しておらず、また、IPSAS との調和化をはかるという正当化の論拠にも何ら違和感を抱かないかもしれない。ところが前章で明らかにしたようにキャンベラ IIG 勧告とそれを踏襲した2008SNA 基準は、破壊的兵器システムの武力による暗黙の威嚇によって敵国からの侵略や攻撃から自国民の生命とその財産を守り、

あるいは、侵略行為を断念させることによって自国民に実質的な経済的便益を提供するサービスを抑止サービスあるいは防衛サービスと定義している。この定義によれば、抑止サービスや防衛サービスは、武力によって他国を「威嚇」したり「脅威」を与えたりすることによって自国民に経済的利益を提供することである。ヴァノーリが示唆するように、これは「威嚇」や「脅迫」あるいは「覇権」を「抑止サービス」や「防衛サービス」という自国民に受け入れ易い表現に言い換えている偽善ではないか。

ある国が抑止の名のもとに軍備拡張をすれば、それを威嚇や脅威と感じた他国も軍備拡張をするであろう。ある国にとっての抑止サービス生産の増加は、他国にとっては威嚇や脅威の高まりであり、他国における抑止サービス生産の増大は自国にとっての脅威や脅威の高まりである。抑止と脅迫や威嚇は表裏一体である。こうして、抑止の名のもとに軍備拡張が際限なく進むことになる。モルトンやキャンベラ IIG 勧告は、この課題に関する 1993SNA の改訂は著名な経済学者や軍事政策担当者の強い要請だと主張している。経済学は、平和を維持できる抑止サービス生産の最適規模を決定できるのであるか。自律型致死兵器システムや核兵器のような破滅的な兵器システムが蓄積されることによって政府の資本形成が進み国民の貯蓄・投資が適正に測定され、経済分析や経済政策が改善されるという論理が適切な経済学の論理なのであるか。それが経済成長の分析に有用なのだろうか。GDP 批判、SNA 批判を展開している Beyond GDP 論者は、この問題には触れていない³¹⁾。モルトンやキャンベラ IIG がよりどころにした著名な経済学者達は、冷静な頭脳と温かい心 (cool head but warm heart) ではなく、warm head but cool heart の持ち主なのだろうか。

国際連合のグテーレス事務総長は、2018 年に「軍縮アジェンダ (An Agenda for Disarmament)」を発表した。このアジェンダは、兵器システムに関する 2008SNA 基準がいかにも不適切であるかを物語っている。以下では、「軍縮アジェンダ」の概要を紹介しながら、2008SNA 基準の根底にある論理を評価したいと思う。

グテーレス事務総長は、アジェンダの冒頭で次のような危機感を表明している。

人類は危険な時代に生活している。長期化する紛争は言葉では言い表せないほどの人類の苦しみを引き起こしている。膨大な武器で武装した集団が急増しており、軍事支出が世界的に増大して軍備拡張が激化している。冷戦時代の緊張が一層複雑化した世界を再び襲っている。現在の多極化した世界情勢においては、かつての 2 つの超大国間の緊張緩和に役立っていた接触と対話のメカニズムが崩れ、それらが通用しなくなっている。

この新しい現実には、軍縮と軍備の拡散防止が国際連合の活動の中心となることを要求している。この現実が、私が軍縮アジェンダを作成した背景である。

³¹⁾ 小口 (2024) は、5 つの Beyond GDP 論について検討をおこなっている。

歴史を通じて、各国はより安全でより安心な世界を構築し、人々を危害から守るために軍縮を追求してきたのである。国際連合の設立以来、軍縮と軍備管理は危機と武力衝突を予防し終結させるために極めて重要な役割を果たしてきた。緊張と危機の高まりは真剣な政治的対話と交渉によってのみ解決可能なものであり、軍備の増強によっては決して解決できない。軍縮と軍備管理が、21世紀における国家と人類の安全保障の確保に貢献するのであり、世界の集団安全保障体制の不可欠な要素でなければならない。

核兵器が人類にもたらしている現実の脅威は、われわれが核兵器の完全廃絶に向けて新たな断固たる行動をとるよう動機づけるに十分である。われわれは、核戦争からの生存者である「被爆者」に対して、そしてまた、われわれが住む惑星である地球に対して、核兵器を完全に廃絶する責任を負っている。

軍縮は、国際連合憲章に定められた集団安全保障体制の核心である。

(United Nations, 2018, p. vii, p.6).

「軍縮アジェンダ」は、1989年11月にベルリンの壁が崩壊して以来、世界の軍事費が最高水準に達して国際安全保障環境が悪化し続け、武器の過剰蓄積が紛争を煽り長期化させていると指摘している。2000年代初頭以来、主要な武器の国際移転も着実に増加している。際限のない軍事の近代化、政府による武器調達と軍事費の増大が各国間の不信感と緊張を高め、紛争を平和的に解決することを困難にしている。このような過剰な軍事費が、持続可能な成長と資本投資に悪影響を及ぼしていると指摘している。

「軍縮アジェンダ」は、国連が集団安全保障システムの核心として軍縮を追求する最大の理由は、平和の実現と安全の保障であることを強調している。ところが「国際的な緊張と対立が高まっている現代社会においては、多くの人々が安全保障は軍事力の強化によってのみ確保されるのであって、対話と協調という英知によっては達成されないという誤った考えに陥っている。この考え方は極めて危険であるだけでなく、歴史的事実とも根本的に違っている (UN, 2018, p.10).」事務総長としては、このような現在の国際環境であるからこそ、ほぼ1世紀前に考え出された「全面的で完全な軍縮 (general and complete disarmament)」という国連の究極の目標を達成するために軍縮アジェンダを作成し、一連の実践的処置を講じると表明したのである。破壊的兵器システムは他国を暗黙に威嚇し自国民に経済的便益を提供する抑止サービスを生産する資本財であると主張するキャンベラ IIG 勧告の思考様式は、アジェンダが指摘する誤った考えに陥っている。兵器システムに関する 2008SNA 基準は、この根本的思考において、軍縮という国連憲章の基本精神に反していることは明らかである。

「軍縮アジェンダ」は、威嚇による抑止という思考によって悪化し続ける一方の国際安

全保障環境を受けて、軍縮の課題を次のような3つに分けて状況分析と提言をおこなっている。

1. 人類を救うための軍縮 (disarmament to save humanity)
2. 命を救うための軍縮 (disarmament to save lives)
3. 将来世代のための軍縮 (disarmament for future generations)

「人類を救うための軍縮」は、人類それ自体を破滅させる危険性がある大量破壊兵器の軍縮である。これは核兵器、化学兵器そして生物兵器の軍縮、削減そして廃絶を目的としている。とりわけ核兵器の完全廃絶が国連創設以来の目的である。アジェンダは、宇宙空間と核兵器は密接に関連しており、宇宙を戦場にしないことが人類共通の利益であることを強調している。

ストックホルム国際平和研究所 (The Stockholm International Peace Research Institute : SIPRI)は、その報告の最新版である 2025 年版『SIPRI 年鑑 2025：軍拡、軍縮と国際安全保障一要旨』の中の「国際秩序の不安定化、人間の安全保障および核兵器の脅威³²⁾」と題する項目で、軍事支出の増大と核兵器の再拡散や新たな軍拡競争が始まりつつあるとして次のように危機感を表明している。「2024 年を通して世界の安全保障は悪化し続けた。継続的に悪化している状況の指標としては、エチオピア、ガザ、ミャンマー、スーダン、ウクライナにおける大規模な武力紛争を挙げることができる。一方、世界の軍事支出は 10 年連続で増加し続けており、2024 年には 2.7 兆ドルを上回った。・・・核兵器削減の時代は終焉した。ロシアとアメリカとの二国間における核兵器管理は数年前に危機的状況に陥り、現在ではほとんど破綻している。ヨーロッパ、中東、東アジアにおいて核兵器の保有と使用に関する戦略についての国家的議論が再び活発になっていることは、より多くの国々が核保有国の仲間入りをする可能性があることを示唆している。新たな質的核兵器軍拡競争が始まりつつあり、先の冷戦時代の核兵器軍拡競争に比べてリスクがより多様化し、より深刻になる可能性が高いことがその兆候である。」冷戦以降における米ロ間の核軍縮が事実上破綻し、従来のような核兵器の数をめぐる核兵器管理から、AI 技術などの最新技術を利用した質的により高度で複雑な核兵器の拡散と軍拡競争が始まりつつあることに警鐘を鳴らしている。

ところが、キャンベラ IIG 勧告は、2004 年当時とはいえ核兵器や生物・化学兵器のような大量破壊兵器には一切触れていない。警察や民間軍事会社が使用する軽兵器や装甲車の例を取り上げて、それらが固定資本に計上されているはずであるとして、破壊的兵器システムの固定資本化を正当化する論拠としている。この論に従えば、核兵器や生物・化学兵器のような大量破壊兵器は当然に固定資本形成となる。しかし、人類そのものを滅亡させる恐れのあるそれらの大量破壊兵器が蓄積されることが、国民経済にとって有益な資本形成となり、国民に将来便益をもたらすという論理は正当化できるであろうか。問題を極

³²⁾ SIPRI (2025), p.1.

めて矮小化しようとする主張のように思われる。

「命を救うための軍縮」は、通常兵器の軍縮を目指すものである。「軍縮アジェンダ」は、軍事産業が高水準の生産を維持し新たな市場を開拓し、通常兵器の大規模な増強が勢いを増していることを懸念している。世界各国の軍事支出の増加に伴って軍事産業いわゆる「死の商人³³⁾」がますます多くの兵器を生産している。これによってバターの持続可能な生産に必要な資源の枯渇も懸念されている。兵器は民生資本と異なり経済学の投資理論は当てはまらず、大量に生産されても既存の兵器と競合することなく過剰投資にならない。そのために大量に生産され資源枯渇に拍車をかけることになる。

さらに、このように増強された通常兵器が世界的に不十分な管理の下で備蓄され、国家からの移転や違法市場からの調達などによって民間軍事会社や民兵組織、テロ組織さらには国際犯罪組織などの国家以外の軍事組織や犯罪組織がますます高度な兵器装備を充実させていることも危惧されている。通常兵器の輸出入等を規制するために「武器貿易条約 (Arms Trade Treaty: ATT)」が 2014 年に発効したにもかかわらず、兵器の輸出入は減少していない。キャンベラ IIG 勧告は、軍事装備品は国際的な売買取引や移転取引がおこなわれる価値貯蔵手段であり売却価値がある固定資産であることを 1993SNA 基準が認識していないと批判している。これは武器貿易を促進する主張であり、2008SNA 基準がこの点でも不適切な論理に基礎をおいていることを示している。さらにキャンベラ IIG 勧告は、民間軍事会社との類推によって破壊的兵器システムの資本化を正当化しているが、この点でも誤った論拠に基づいているといえよう。軍事産業も民間軍事会社もいずれも紛争を求める組織である。それらを論拠とする 2008SNA 基準は到底正当化できるものではない。

加えて、武力紛争の都市化に伴う民間人の壊滅的な被害も大きな問題となっている。2017 年には、人口密集地域における爆発性兵器の使用によって被害を受けた人の 92% が民間人であり、国際人権法と人道法の観点から極めて憂慮すべき事態に至っていることが指摘されている。このような通常兵器の過剰蓄積と違法取引への対処、過剰な武器蓄積を削減するための更なる努力の必要性に加え、各国が備蓄兵器の物理的な安全確保と効果的な管理を確保することが不可欠であることが強調されている。「軍縮アジェンダ」(UN, 2018, p.45) は、通常兵器は資産ではなく負債 (liability) として認識すべきであるとして

³³⁾ 岡倉古志郎『死の商人』は 1951 年に初版が刊行された。同書は死の商人を、祖国の概念を持たずに国境を越えて利潤追求のために無数の罪のない人間に死をもたらす殺戮兵器を生産し販売する戦争の黒幕と定義し、国内外の兵器産業と代表的な人物について研究した労作であり、版を重ねて広く読まれている。ただ、死の商人は独占資本主義に特有の存在であり、ソ連を先頭とする社会主義陣営の力量の強大化、アジア・アフリカなどの反帝国主義、反植民地主義勢力の強化などによって軍備全廃と死の商人を絶滅できると結論づけている。しかし、死の商人は国家独占資本主義に特有の存在ではないことは明白であり、この結論は当時一つのイデオロギーにとらわれた見解である。

いる。ここでの負債とは、人類の生存にとって危険で削減すべき物という意味であろう。この点においても、キャンベラ IIG 勧告を受け入れた 2008SNA 基準は、軍縮とは相反する思考に基づいているといえる。

「将来世代のための軍縮」は、科学技術の進歩によって新たな戦争手段が開発される危険性を回避することが課題であることを訴えている。具体的には AI の発展がもたらす自律型致死兵器 (LAWS) の開発とサイバー空間における攻撃の激化、遺伝子編集や合成生物学の発展による生物・化学兵器の出現等が、さらに新しい国際人道法・人権法上の深刻な問題を生みだす危険性が指摘されている。特に、人間の介入なしに標的を選択し攻撃できる自律型致死兵器システムについては、「兵士の犠牲者を出さない戦争という認識を生み出し、武力行使の閾値を低下させる可能性がある。国家だけではなく民間軍事会社、民兵組織等の非国家主体に関してもこのようリスクを非常に高める可能性がある (UN, 2018, p.51)」と危機感を表明している。

自律型致死兵器システムに関する国際連合の最近の動向については既に第 7 章で論じたが、さらにストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) と赤十字国際委員会 (ICRC) との共同プロジェクトの成果として 2020 年に公表された『兵器システムにおける自律性の制限：人の関与の実質的要素の特定³⁴⁾』を取り上げよう。同報告書は次のように LAWS の危険性を指摘している。「自律型致死兵器システムに関する根本的な問題は、そのシステムが環境によって起動されてしまうために、攻撃の標的、タイミング、対象地域を事前に知ることも選ぶこともできないという点にある。自律型致死兵器システムに特有なこのような作動プロセスと、それに伴う結果の予測不可能性は、民間人に対する深刻なリスクをもたらす、国際人道法の遵守を困難にする危険がある。さらに、生死に関わる決断への人間の関与という倫理上の根本問題と軍事上の指揮・統制に対する課題も生じる (SIPRI and ICRC, 2020, p. ix).」寺林 (2024, 49, 51, 61 頁) も、「新興技術に関する軍拡競争がすでに始まっているとも言えよう。・・・このようなゲーム・チェンジャーにもなりえる兵器をテロリストが獲得し、拡散させ、使用する危険性が拭えない。その技術が拡散した場合、人的・物的コストがかからない兵器は、テロリスト集団にとって格好の武器となり、国家の安全保障を脅かすものとなる。・・・新興技術に関する軍拡競争が、取り返しのつかない被害を生む前に、国際社会で議論を深化させることが期待される」と懸念を表明している。

LAWS をめぐるこのような懸念に照らせば、LAWS を抑止サービスの生産関係において兵士と代替可能な資源であると主張してその開発と利用を促すキャンベラ IIG 勧告は、軍縮や国際人道法・人権法に逆行する勧告といえるだろう。

8-2 安全保障のジレンマ

キャンベラ IIG 勧告を基にした兵器システムに関する 2008SNA 基準は、これまで批判

³⁴⁾ SIPRI and ICRC (2020).

的に検討してきたように基準を正当化する論理にきわめて多くの問題を含んでいる。加えて、破壊的兵器システムは、武力によって他国を暗黙に威嚇することによって侵略を抑止し自国民に経済的便益をもたらす抑止サービスを生産するというキャンベラ IIG 勧告は、軍縮とは正反対の勧告であり明確に国連憲章に反する勧告である³⁵⁾。この勧告の論理に従えば、通常兵器はいうに及ばず生物・化学兵器さらには核兵器に至るあらゆる大量破壊兵器をすべての国が装備することを禁止する根拠はなくなる。もちろん、特定の国に核兵器の保有を禁止することもできなくなる。国連自体が、兵器は自国に抑止サービスという経済的利益を生産する固定資産であると処理するように勧告していることになるからである。軍縮どころか、すべての兵器について軍拡を奨励していることになる。

さらに 2008SNA 基準は、「安全保障のジレンマ (security dilemma)」を一層強める結果を招く基準である。各国が、自国の抑止サービス生産を高めるために兵器の蓄積を増加させて威嚇力を高めれば、他国は当然にそれを脅威、脅迫ととらえてさらに優位に立つために軍備を増強するであろう。その結果、国際緊張がますます高まり、際限のない軍拡競争が加速することになる。大量に蓄積された兵器類は民間軍事会社などのさまざまな非国家組織にも拡散し、国際緊張と紛争の危険性を増々高めることになる。「軍縮アジェンダ」や SIPRI の状況分析は、各国がその方向に向かって進んでいることを危惧している。

クズネッツは前述したように、世界における自国の地位を維持または拡張する能力を増加させようとして武器の蓄積をはかっても、当然に仮想敵国にも同様のインセンティブを与えることによって当初に意図した効果が相殺されてしまうことを認めていた。安全保障のジレンマに気付いていたはずである。ところが、破壊的兵器の蓄積は自国民の福祉を増大させるという論理で資本化を正当化した。ここにもヴァノーリが指摘する、福祉という言葉の偽善的使用がみられると思う。福祉を増大させるというのであれば、すべての国が自国の福祉を増大させるために通常兵器のみならず大量破壊兵器を含む軍拡に走ることを禁止できなくなる。福祉アプローチは、この場合には福祉の増大という受け入れやすい言葉を使用しているだけに、安全保障のジレンマを一層激化させるだけであろう。

キャンベラ IIG 勧告もクズネッツの見解も、いずれも経済大国、軍事大国の視点に立つものであると思う。第 6 章で取り上げた各国からのコメントを見れば、改定に反対する国や時期尚早とする国ばかりではなく、賛成をする国の中にさえ資本化に疑問を投げかける意見がある。「軍縮アジェンダ」は、「軍縮は、国連憲章に定められた集団安全保障体制の核心である。この体制の目的は、“将来世代を戦争の惨禍から守る”ために、外交政策の手段として戦争を利用することを排除することにある (UN. 2018, p.6)」と述べている。

³⁵⁾ 国連憲章第 2 条 4 項は次のように規定している。「すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。」国連広報センターHP より。

破壊的兵器システムが抑止サービス生産に貢献するという理由で、それを固定資本形成として認識すべきであるという 2008SNA 基準は、軍縮を最優先にする国連憲章とは相反するメッセージを送る基準である。国連憲章は軍縮を基本理念としているにもかかわらず、国連が国際通貨基金、経済協力開発機構、欧州連合、世界銀行の国際機関と共に軍拡を肯定しかねない基準を加盟各国に勧告していることになる。国連の大きな矛盾ではないだろうか。

軍事支出と兵器システムに関する基準は、1993SNA の改定課題とされた 44 項目中の 1 つにすぎないかもしれない。また、700 頁近い 2008SNA 基準書のわずか 4 パラグラフに規定されているだけである。しかし、それは国連憲章に関わる重要問題であることは「軍縮アジェンダ」や SIPRI、ICRC の現状分析と危機感から明らかである。軍事支出と兵器システムに関する 2008SNA 基準は、破壊的兵器は経済的な生産過程への投入物ではなく殺戮と物的・環境破壊に使用されるものであり、固定資産として取り扱うべきではないという 1993SNA の思想を基礎として改正すべきである。ヴァノーリが提言したように、軍事支出はすべて政府最終消費としたうえで、サテライト会計でその詳細を金額と物量とで開示する方向に再改定することが適切であると考えられる。

2008SNA については、その改定作業が 2020 年から開始され 2025 年中に 2025SNA として公刊されることになった。その暫定版 *System of National Accounts 2025*³⁶⁾ (paras. 7.259, 11.95, 11.147, 13.61, 14.37, and A4.70) を見る限り 2008SNA 基準からの変更は見られず、侵略者への抑止サービス生産を強調している。Para. A4.70 で、減価償却法は平時を前提にした幾何級数的償却 (geometric depreciation)³⁷⁾ を標準的方法として適用することを推奨していることが追加点である。2025SNA でも、「軍縮アジェンダ」が「人類を救うための軍縮」の対象としている核兵器や生物・化学兵器のような大量破壊兵器については言及していない。それらの大量破壊兵器を、自国民に経済的便益や福祉をもたらす固定資本と規定することに躊躇し、意図的に避けているのであろうか、国連の矛盾は解消されないままである。

SNA は、1953 年の初版 1953SNA 以降、1968SNA、1993SNA、2008SNA と改定をつけ、第 5 版の 2025SNA が勧告される段階に至っている。おそらく次回の改定は 15 年から 20 年後になるかもしれない。国連の矛盾を解消するために、それまで何ができるだろうか。少なくとも 2 つの方法が考えられる。1 つは、上述したように 2025SNA が導入した課題型会計 (thematic accounts) で軍事費と大量破壊兵器を含むすべての兵器について、金額と物量を可能な限り詳細に開示することを国連が勧告し促進することである³⁸⁾。課題型会

³⁶⁾ 暫定版の United Nations et al (2025) は以下より入手可能である。

https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/2025_SNA_Pre-edit.pdf

³⁷⁾ 企業会計の用語では定率法。

³⁸⁾ 2025SNA は、1993SNA で導入されたサテライト会計 (satellite accounts) に代えて、課

計の作成は、すでに複数の国が自主的に作成しており、これは SNA 本体の改訂に関わりなく実施可能な方法であろう。もう 1 つは教育である。

8-3 教育への期待

「軍縮アジェンダ」は、「軍縮に向けた協力関係の強化」と題する Part V で、21 世紀に入って以来、国連内外の多国間軍縮機関の活動が停滞状態に陥っており、悪化し続ける国際安全保障環境に対応するためには既存の軍縮機関を抜本的に活性化させる必要があると指摘している。そのためには、軍縮会議と軍縮問題への開発途上国の参加の拡大と強化、地域組織との連携強化、女性の完全かつ平等な参加、市民社会が日常生活の中で国連の原則と目的を遂行できるよう支援することを含め、軍縮プロセスのあらゆる段階において市民社会の関与を求める努力をすとしている。

さらに、世界中の若者が軍縮分野に継続的に参加できる基盤を築くためには軍縮教育が重要であり、国連がより力を注ぐと表明している。軍縮教育は、軍縮のプロセスそのものとそれを達成するための手順、軍縮が社会経済発展にもたらすプラスの効果に焦点を当て、あらゆる種類の暴力的紛争の削減と根絶、そしてあらゆる形態の軍備、戦争の削減・撤廃に向けたアプローチに重点を置き、平和と非暴力の文化の創造に貢献するものと期待している。

軍縮教育と同時に、SNA 教育も重要である。モルトンは前述したように、軍事支出に関する 1993SNA 基準は 1 つのイデオロギーを反映したものであり、政府の軍事活動についてマクロ会計人はそのような価値判断をすべきではないとしている。その一方で、経済学者や軍事政策者の見解を採用している。モルトン自身は商務省経済分析局のマクロ会計人であり、キャンベラ IIG 勧告作成の中心として極めて明確な価値判断をおこなっている。リンチやケラウェイも同様である。破壊的兵器システムは 1 年以上にわたって抑止サービスあるいは防衛サービスを生産する経済財であり、民間の資本設備と何ら変わらないとの主張は、その論拠をみるならば技術的な中立性を装いながらある種のイデオロギーの押し付けであろう。自国の軍備に関しては抑止力と言い、他国の軍備に関しては脅威を主張するという矛盾を含む価値判断である。

第 6 章で 1993SNA 改定の勧告に対する各国からのコメントを検討したが、その中でボツワナは、軍事支出と兵器の取り扱いについての問題は一部の専門家だけの議論にとどめずにもっと広範に世界的な議論に付すべきであると提言した。OECD のキャンベラ II グループ「委任事項」やモルトンの見解にみられるような、ある種の当事者性の否定、あるいは

題型会計 (thematic accounts) と拡張型会計 (extended accounts) とを導入している。これはサテライト勘定を 2 種に区分したものと見えるが、サテライトという概念が、SNA 本体の付属や補足勘定と評価されることを避けるために用語を改めたと思われる。新概念への移行を含めたサテライト会計の展開については、小口 (2023, 2024) を参照されたい。

は、資格論の主張に対する批判としてこの指摘は重要であると思う。軍事支出と破壊的兵器に関する問題は軍縮アジェンダが示すように、人類の生存に関わる問題であり、広範な議論が必要である。軍縮教育と同様に、SNA についても広く社会の理解と関与を促進するための教育の整備が重要である。

SNA は、1953SNA 以降、経済の国際化、デジタル化、サービス化や環境問題の多様化・複雑化に対応するために数次の改定を経て大規模でかなり複雑な体系へと発展している。また、マクロ会計人は、理論・データともに企業会計や政府会計等のミクロ会計との連携を強める努力をしている。SNA は、わが国では基幹統計に位置付けられており、現代経済を理解しマネジメントするために不可欠な情報インフラである。

本稿で取り上げた軍事支出と兵器システムの問題に限らず、SNA を批判的に摂取し、その実務に携わり、さらには時代に即した発展を担う人材を養成する必要がある。そのためには、とりわけ大学での SNA 教育を通して若い世代の関心と理解を促すことが重要である。SNA は、もはやマクロ経済学の入門段階での GDP 解説や、あるいは統計学の一部として数回の授業で教授できるほど簡単なシステムではなくなっている。SNA の歴史と理論的基礎、体系の構造、推計方法、データ源などを含めて包括的に教授する独立したカリキュラムが必要である。そうした教育によって、SNA への理解と批判的判断力を育むことが個人にとっても社会にとっても必要である。

参考文献

- * () 内の年月日はアクセス日である.
- 小野圭司 (2009) 「民間軍事会社の実態と法的地位—実効性のある規制・監視強化に向けて—」『国際問題』No.587, 36-45 頁.
- 小野圭司 (2010) 「民間軍事会社 (PMSC) の管理・規制を巡る新しい動き—「国際行動規範」成立に向けて—」『防衛研究所ニュース』145 号, 1-4 頁.
- 小野圭司 (2022) 「ロシアによるウクライナ侵攻の経済学 (その 1) —ロシアの民間軍事会社 (PMSC)—」NIDS コメンタリー第 216 号, 1-4 頁.
- 外務省 (2024a) 「自律型致死兵器システム (LAWS) について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/ca/page24_001191.html (29 July 2025)
- 外務省 (2024b) LAWS 分野における新興技術に係る我が国国連提出作業文書 要約.
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100687670.pdf> (29 July 2025)
- 古市峰子 (2003) 「国際会計士連盟による国際公会計基準 (IPSAS) の策定プロジェクトについて」『金融研究』77-112 頁, 日本銀行金融研究所.
- 小口好昭 (2023) 『Beyond GDP 論のゆくえ』中央大学経済研究所 Discussion Paper, No.395.
- 小口好昭 (2024) 「Beyond GDP 論のゆくえ」『経済学論纂』(中央大学) 第 65 巻第 2 号, 47-81 頁.
- 国連広報センター 『国連憲章テキスト』
https://www.unic.or.jp/info/un/charter/text_japanese/ (29 Jan. 2024)
- 櫻本 健 (2007) 「93SNA Rev.1 に向けた我が国の課題-国際的議論の進展と我が国の対応」『季刊国民経済計算』No.134, 61-108 頁.
- 新保史生 (2020) 「自律型致死兵器システム (LAWS) に関するロボット法的視点からの考察」*Fundamentals Review* (電子情報通信学会) Vol.13, No.3, 217-230 頁.
- 菅原 出 (2024) 『民間軍事会社「戦争サービス業」の変遷と現在地』平凡社新書.
- 赤十字国際委員会 (2020) 『進化する軍事テクノロジーと人道支援』*Newsletter 2020, Special edition.*
https://jp.icrc.org/app/uploads/2020/10/2020-special_edition.pdf
(16 Jul. 2024)
- 多田洋介 (2015) 「各国の 2008SNA /ESA2010 導入状況と国際基準に関する国際的な動向—2014 年 11 月開催 OECD/WPNA 会合出張報告に代えて—」『季刊国民経済計算』No.156, 59-80 頁.
- 都留重人 (1950) 「国民所得論における政府の位置」『経済研究』(一橋大学) Vol.1, No.1, 10-17 頁.
- 寺林裕介 (2024) 「新興技術の規制に関する国際的議論の動向—A I 兵器、サイバー攻撃、極超音速兵器—」『立法と調査』469 号, 48-61 頁, 参議院事務局企画調整室.

- 日本公認会計士協会 公会計委員会 訳 (2006) 『国際公会計基準 第 17 号 有形固定資産』
https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/20091030IPSAS17.pdf (29 Nov. 2023)
- PwC あらた有限責任監査法人(2018) 『諸外国における国際公会計基準 (IPSAS) 等の導入状況等に関する調査研究』 (平成 29 年度会計検査院委託業務報告書).
https://www.jbaudit.go.jp/koryu/study/pdf/itaku_h30_1.pdf (26 Nov. 2023)
- Fadhil Mahdi, Fadhil (2004) *1993 SNA Update Information - Expert comments for issue: Military expenditures.*
<https://unstats.un.org/unsd/sna1993/comments.asp?ID=18&atp=2> (11 Nov. 2023)
- Gilbert, M., et al. (1948) “Objectives of National Income Measurement: A Reply to Professor Kuznets,” *The Review of Economics and Statistics*, Vol.30, No.3, pp.179-195.
- Harrison, Anne (2005) “*The background to the 1993 revision of the System of National Accounts (SNA).*” <https://unstats.un.org/unsd/sna1993/history/backgrd.pdf>
 (18 Nov. 2021)
- Kuznets, S. (1948) “National Income: New Version,” *The Review of Economics and Statistics*, Vol.30, No.3, pp.151-179.
- Kuznets, S. (1951) “Government Product and National Income,” *Review of Income and Wealth, Series I*, pp. 178-244.
- Lynch, Robin (2004) “COMMENTS BY: ROBIN LYNCH.” *1993 SNA Update Information-Expert comments for issue: Military expenditures.*
[https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/comments/m1\(c\)uk.pdf](https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/comments/m1(c)uk.pdf)
 (3 Apr. 2020)
- Moulton, Brent R. (2004) “The System of National Accounts for the New Economy: What Should Change?” *Review of Income and Wealth, Series 50, Number 2, June 2004*, pp.261-278.
- Moulton, B and Carol E. Moylan (2004) “The Needs of Data Users and the Future of the System of National Accounts.” Paper Prepared for the 28th General Conference of The International Association for Research in Income and Wealth.
<https://iariw.org/28th-general-conference-cork-ireland-22-28-august-2004-final-program-as-of-14-october-2004/> (3 Apr. 2020)
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) (2001) *Measuring Capital : OECD Manual.*
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2001/06/measuring-capital-oecd-manual_g1ghge6a/9789264193260-en.pdf (9 Aug. 2023)
- Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) (2003) “Canberra II Group-Term of Reference. Room Document,” United Nations Statistical Commission 34th session, March 2003.

- <https://ecosoc.un.org/sites/default/files/documents/2023/canberra-ii-tor-E.pdf>
(26 Feb. 2022)
- Organisation for Economic Co-operation and Development OECD (2009) *Measuring Capital: OECD Manual Second Edition*.
https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2009/09/measuring-capital-oecd-manual-2009_g1ghad98/9789264068476-en.pdf (9 Aug. 2023)
- Parker, R. and J. Triplett (1995) “Preview of the Comprehensive Revision of the National Income and Product Accounts: Recognition of Government Investment and Incorporation of a New Methodology for Calculating Depreciation,” *Survey of Current Business*, 75(9), pp.33-41, September, US Department of Commerce.
- Slater, C.M. and M.H. David (eds.) (1998) *Measuring the Government Sector of the U.S. Economic Accounts*. National Academy Press.
<https://nap.nationalacademies.org/6208> (22 Mar. 2022)
- Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI) (2025) *SIPRI YEARBOOK 2025 Summary : Armaments, Disarmament and International Security*.
https://www.sipri.org/sites/default/files/2025-08/yb25_summary_en_v2.pdf
(21 Nov. 2025)
- Stockholm International Peace Research Institute (SIPRI) and The International Committee of the Red Cross (ICRC) (2020) “LIMITS ON AUTONOMY IN WEAPON SYSTEMS: Identifying Practical Elements of Human Control.”
https://www.sipri.org/sites/default/files/2020-06/2006_limits_of_autonomy.pdf
(16 Jul. 2024)
- Swiss Federal Department of Foreign Affairs and The International Committee of the Red Cross (ICRC) (2008) “THE MONTREUX DOCUMENT: On pertinent international legal obligations and good practices for States related to operations of private military and security companies during armed conflict.” (Swiss & ICRC と略記)
https://www.icrc.org/sites/default/files/event/file_list/montreux_document_en.pdf
(16 Jul. 2024)
- United Nations (1953) *A System of National Accounts and Supporting Tables*.
- United Nations (1968) *A System of National Accounts*.
- United Nations (2018) “*SECURING OUR COMMON FUTURE: An Agenda for Disarmament*.” <https://www.un.org/disarmament/sg-agenda/en/> (15 August 2023)
- United Nations (2023) “Resolution adopted by the General Assembly on 22 December 2023,” A/RES/78/241. <https://docs.un.org/en/a/res/78/241> (20 Jun. 2024)
- United Nations (2024) “Lethal autonomous weapons systems: Report of the Secretary General” (A/79/88) <https://digitallibrary.un.org/record/4059475> (29 Jul. 2025)

- United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development and World Bank (1993) *System of National Accounts 1993*.
- United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development and World Bank (2008) *System of National Accounts 2008*.
- United Nations, Commission of the European Communities, International Monetary Fund, Organisation for Economic Co-operation and Development and World Bank (2025) *System of National Accounts 2025*.
https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/2025_SNA_Pre-edit.pdf
(1 Dec. 2025)
- United Nations Statistical Division (UNSD) (1988a) “Report of the Expert Group Meeting on Public Sector Accounts.”
https://unstats.un.org/unsd/sna1993/history/EGM_public_sector_accounts.pdf
(26 Oct. 2021)
- United Nations Statistical Division (UNSD) (1988b) “Report of the SNA Expert Group Meeting on the Production Accounts and Input-Output Tables.”
https://unstats.un.org/unsd/sna1993/history/EGM_production_accts_and_IO.pdf
(26 Oct. 2021)
- United Nations Statistical Division (UNSD) (1989) “Report of the Expert Group on the Second SNA Coordination Meeting.” July 1989NY.
https://unstats.un.org/unsd/sna1993/history/NY1989J_EGM_minutes.pdf
(26 Oct. 2021)
- United Nations Statistical Division (UNSD) (2002) “Report of the Task Force on National Accounts: Note by the Secretary-General.” Nov.2002.
<https://unstats.un.org/unsd/statcom/doc03/2003-9e.pdf> (16 Aug. 2021)
- United Nations Statistical Division (UNSD) (2003a) “Report of the thirty-fourth session (March 2003), Supplement No. 4.”
<https://unstats.un.org/unsd/statcom/34th-session/documents/statcom-2003-34th-report-E.pdf> (16 Aug. 2021)
- United Nations Statistical Division (UNSD) (2003b) “Work programme for the updating of the 1993 SNA prepared by the Intersecretariat Working Group on National Accounts (ISWGNA)”
<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/docs/Workprogram1993SNAupdate.pdf>
(16 Aug. 2021)
- United Nations Statistical Division (UNSD) (2003c) “Canberra II Group’s Recommen-

dations to Treat Military Weapon Systems as Fixed Assets,” Canberra II Group on Non-Financial Assets, Brent R. Moulton, U.S. Bureau of Economic Analysis, 17 December 2003.

[https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/aeg/papers/m1\(p\)military.PDF](https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/aeg/papers/m1(p)military.PDF)
(27 Jul. 2021)

United Nations Statistical Division (UNSD) (2004a) “Summary Conclusions of the First Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts—ISWGNA,” 16-20 February 2004, Washington, DC.

[https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/papers/m1\(p\)recom.pdf](https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/papers/m1(p)recom.pdf)
(27 Jul. 2021)

United Nations Statistical Division (UNSD) (2004b) “Canberra II Group’s Recommendations to Treat Military Weapon Systems as Fixed Assets,” Canberra II Group on Non-Financial Assets, Brent R. Moulton, U.S. Bureau of Economic Analysis, revised, 10 March 2004.

[https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/papers/m1\(p\)military-revised.pdf](https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/papers/m1(p)military-revised.pdf) (27 Jul. 2021)

United Nations Statistical Division (UNSD) (2004c) “*OVERVIEW OF AEG DECISIONS AND COUNTRY COMMENTS ON DECISIONS OF THE FIRST AEG MEETING AND OTHER CONSULTATIONS ON ISSUES IDENTIFIED FOR UPDATING THE 1993 SNA.*”

<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/aeg/papers/m2comments.pdf>
(29 Sep. 2021)

United Nations Statistical Division (UNSD) (2006) “REPORT Fourth Meeting of the Advisory Expert Group on National Accounts,” 30 January – 8 February 2006 at the European Central Bank, Frankfurt.

<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/aeg/papers/m4conclusions.pdf>
(29 Sep.2021)

United Nations Statistical Division (UNSD) (2007) “The Full Set of Consolidated Recommendations: The Recommendations: Made by the Advisory Expert Group for the Update of the System of National Accounts, 1993.”

<http://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/AEG/recommendations/fscr.pdf>
(29 Sep. 2021)

Vanoli, A. (2004) “Dear members of the ISWGNA,” 1993 SNA Update Information – Expert comments for issue: Military expenditures.

<https://unstats.un.org/unsd/sna1993/comments.asp?ID=18&atp=2> (3 Apr. 2020)

Vanoli, A. (2005) *A History of National Accounting*, IOS Press.

Vanoli, A. (2006) "Accounting for military activities in peace-time and war-time: Is war a process of economic production?," Paper Prepared for the 29th General Conference of The International Association for Research in Income and Wealth.
<https://iariw.org/29th-general-conference-joensuu-finland-20-26-august-2006-final-program-2/> (3 Apr. 2020)

中央大学経済研究所
(INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH, CHUO UNIVERSITY)
代表者 阿部 顕三 (Director: Kenzo Abe)
〒192-0393 東京都八王子市東中野 742-1
(742-1 Higashi-nakano, Hachioji, Tokyo 192-0393 JAPAN)
TEL: 042-674-3271 +81 42 674 3271
FAX: 042-674-3278 +81 42 674 3278
E-mail: keizaiken-grp@g.chuo-u.ac.jp
URL: <https://www.chuo-u.ac.jp/research/institutes/economic/>